



最近の貿易動向と税関行政

横浜商工会議所 常議員会

平成30年4月26日(木)

横浜税関長 片山 一夫

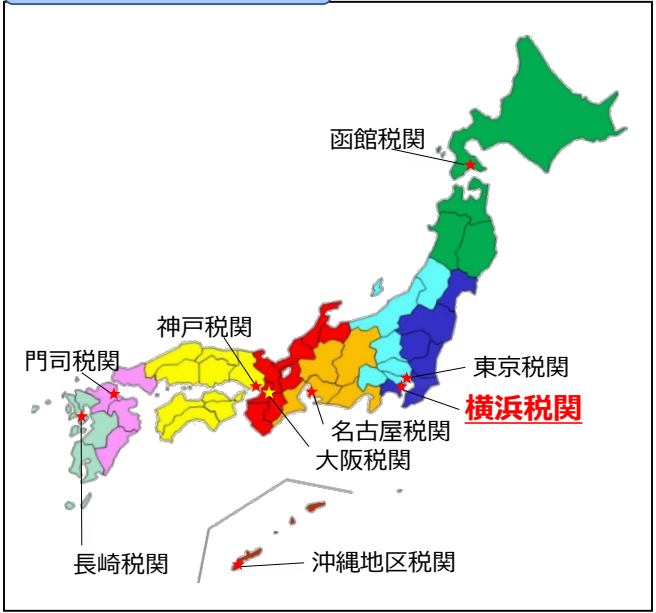
目次

1. 横浜税関について.....	1	(3) EPAの活用状況.....	13
(1) 税関の管轄.....	1	(4) 主要なEPA/FTA交渉参加国のGDP構成.....	14
(2) 横浜税関の位置.....	1	(5) 日EU・EPA及びTPP11参加国の経済規模、我が国との貿易規模.....	15
(3) 税関の3つの使命.....	1	(6) 包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP).....	16
(4) 輸出入貿易額.....	1	(7) 日EU・EPA.....	18
2. 横浜税関と横浜港の貿易動向.....	2	(8) 日EU・EPA及びTPP11の経済効果分析.....	20
(1) 輸出入貿易額の推移.....	2	(9) 日EU・EPA及びTPP11等が発効された場合の課題.....	21
(2) 品目別動向(輸出).....	3	(10) トランプ政権の通商政策.....	22
(3) 品目別動向(輸入).....	4	5. 求められるインバウンドの更なる取込み.....	24
(4) 今後の貿易動向を巡る視点.....	5	(1) 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日).....	24
3. サービス貿易の状況.....	7	(2) 外国人訪問者数の国際比較.....	25
(1) 日本のサービス貿易の動向.....	7	(3) 外国人観光客宿泊者数の地域別比較.....	25
(2) 日本のサービス貿易の内訳.....	8	(4) アジアの中間層市場の拡大.....	26
(3) 訪日外国人旅行者の動向.....	9	(5) LCCによる日本へのアクセス改善.....	26
(4) クルーズ船等の入港状況等.....	10	6. 管内中小企業への支援.....	27
4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進.....	11	(1) 管内中小企業の輸出入取引拡大等に向けての課題.....	27
(1) 各国と交渉中のEPAの進捗状況.....	11	(2) 横浜税関と横浜国立大学との包括連携協定締結.....	28
(2) 日本のEPA/FTAの課題.....	12	(参考)金の密輸入に対する関税法等の罰則改正.....	29

1. 横浜税関について

- 税関は財務省に属する地方支分部局として全国を9つの地域に分けて管轄。そのうち、横浜税関は太平洋側の6県を管轄。
- 税関では3つの使命を掲げ、不正薬物の国内流入及びテロ対策、輸入品に対する適正課税、貿易の円滑化の推進等を所掌。
- 2017年の全国の輸出入貿易額は153.7兆円、うち横浜税関は24.5兆円(輸出額: 11.3兆円、輸入額: 13.1兆円)をシェア。

(1) 税関の管轄



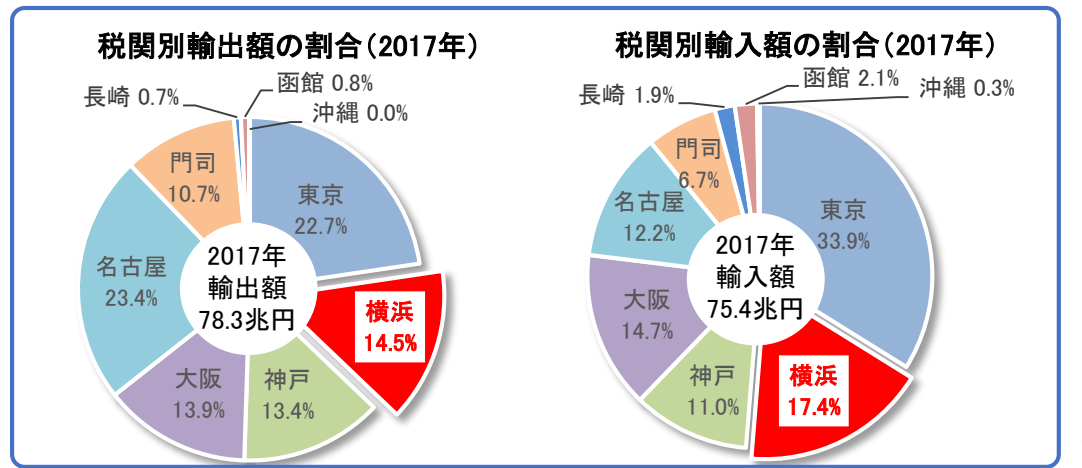
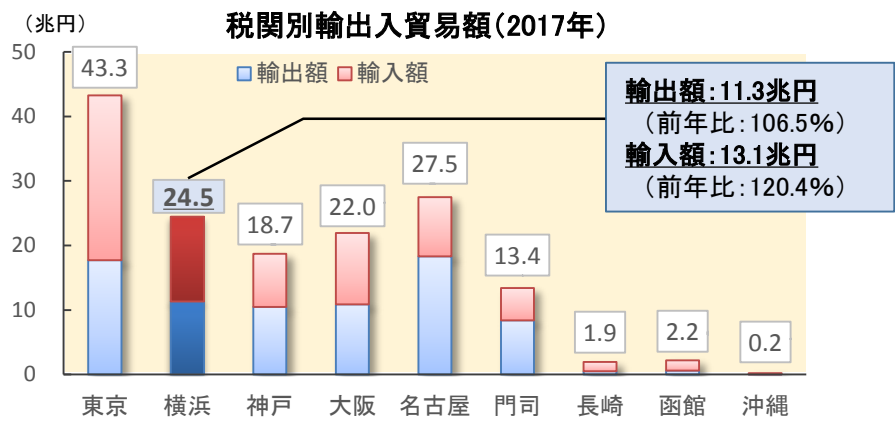
(2) 横浜税関の位置



(3) 税関の3つの使命

- 安全・安心な社会の実現**
 - 不正薬物の取締り
 - 情報に基づく効果的な取締り
 - 東京オリ・パラ等を踏まえたテロ対策
 - 知的財産侵害物品の輸入差止 等
- 適正かつ公平な関税等の徴収**
 - 税関における関税及び消費税等の収納
 - 金地金密輸の取締り 等
- 貿易の円滑化の推進**
 - 輸出入申告官署の自由化の定着
 - NACCSの機能強化
 - EPAの活用促進 等

(4) 輸出入貿易額

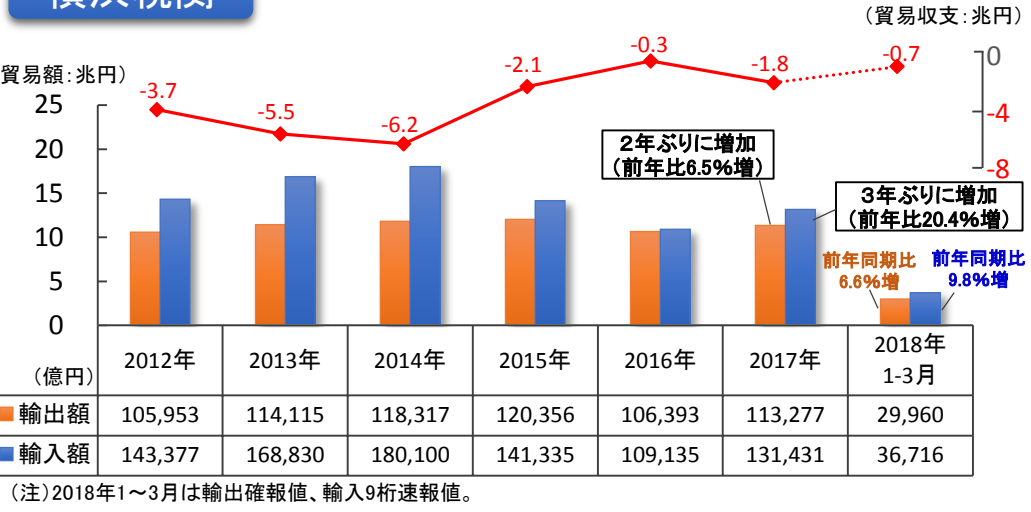


2. 横浜税関と横浜港の貿易動向

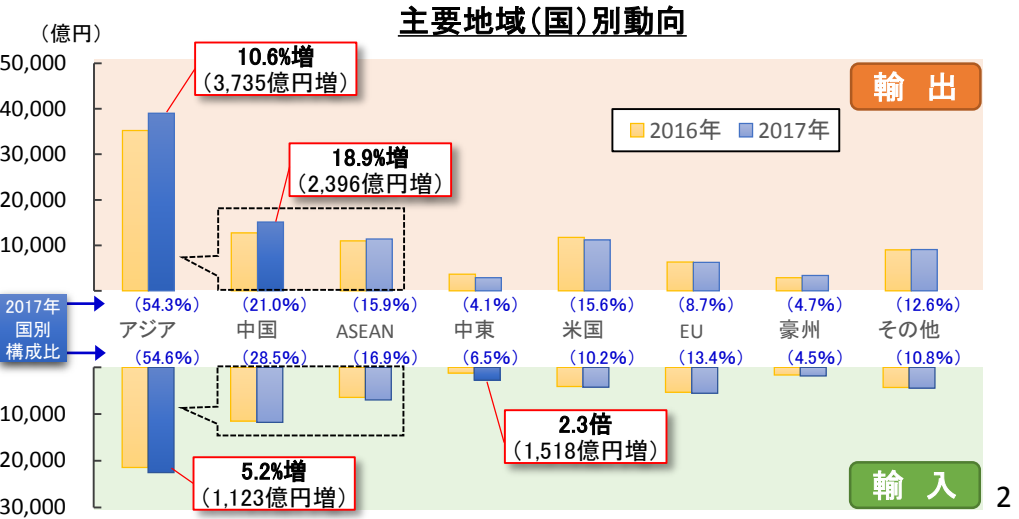
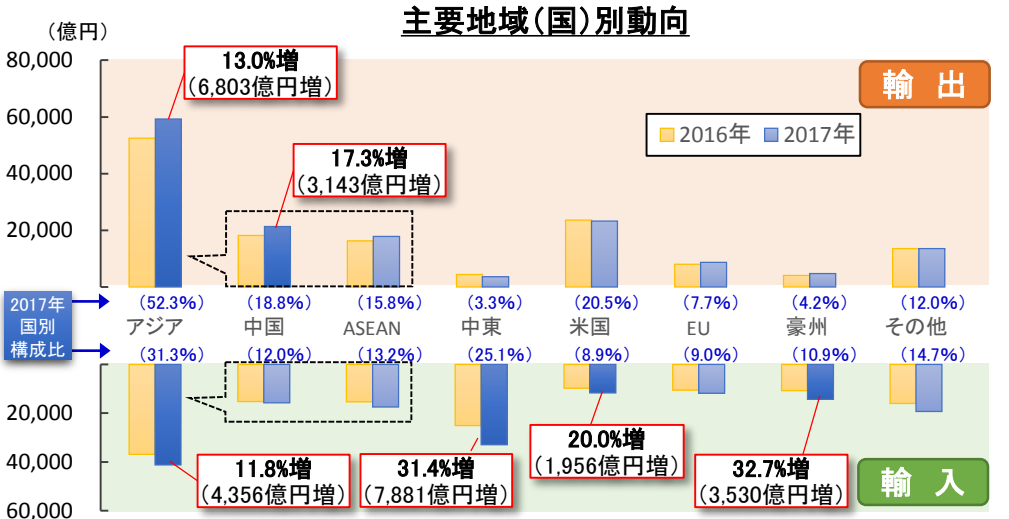
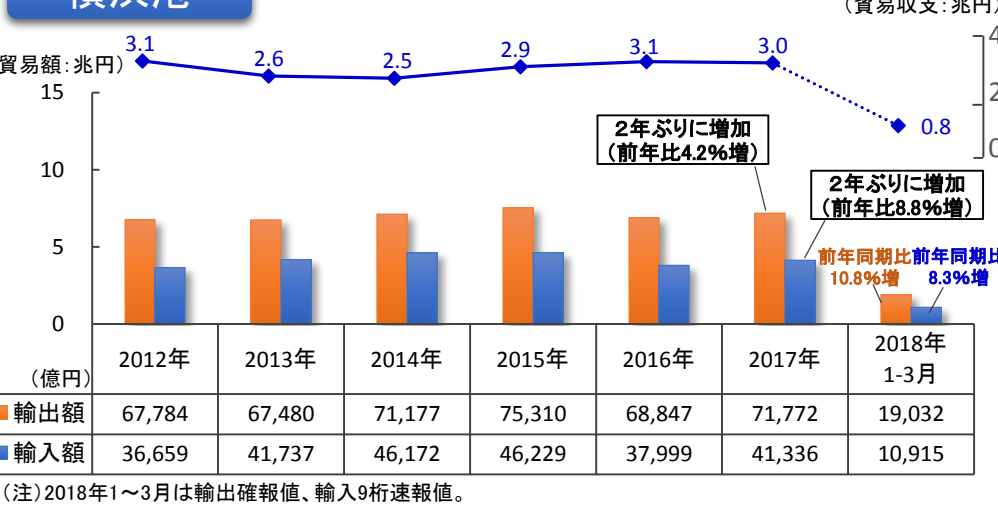
(1) 輸出入貿易額の推移

- 輸出額は、2017年は海外経済の好調や円安傾向により横浜税関管内・横浜港ともに2年ぶりに増加。特にアジア、とりわけ中国向けが大幅に増加。2018年も引き続き、増加傾向。
- 輸入額は、2017年は国内経済の回復や原油価格上昇により横浜税関管内は3年ぶり、横浜港は2年ぶりに増加。特に中東、米国、アジア、オーストラリア来が大幅に増加。2018年も引き続き、増加傾向。

横浜税関



横浜港



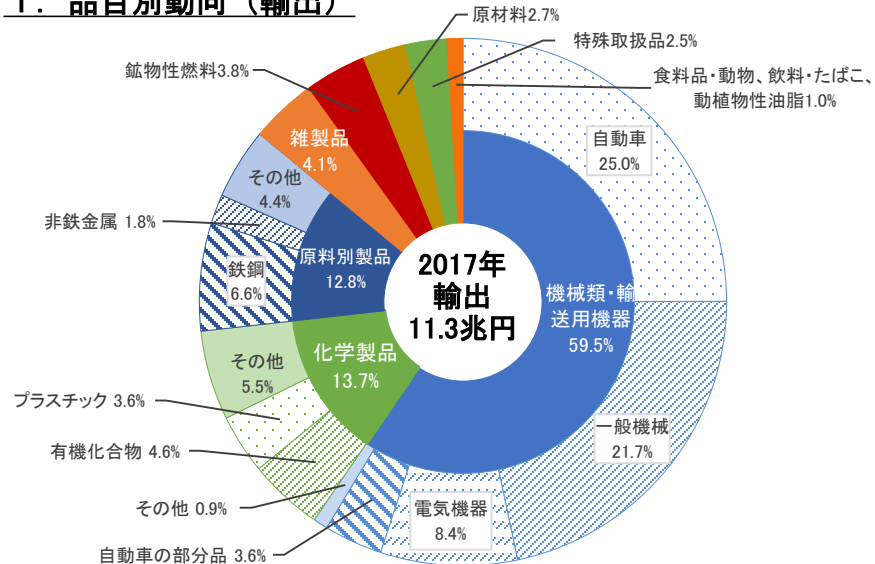
2. 横浜税関と横浜港の貿易動向

(2) 品目別動向 (輸出)

品目別でみると、横浜税関管内の輸出は原動機、有機化合物、石油製品等が増加。横浜港の輸出は原動機、精油・香料・化粧品類、半導体等製造装置等が増加。

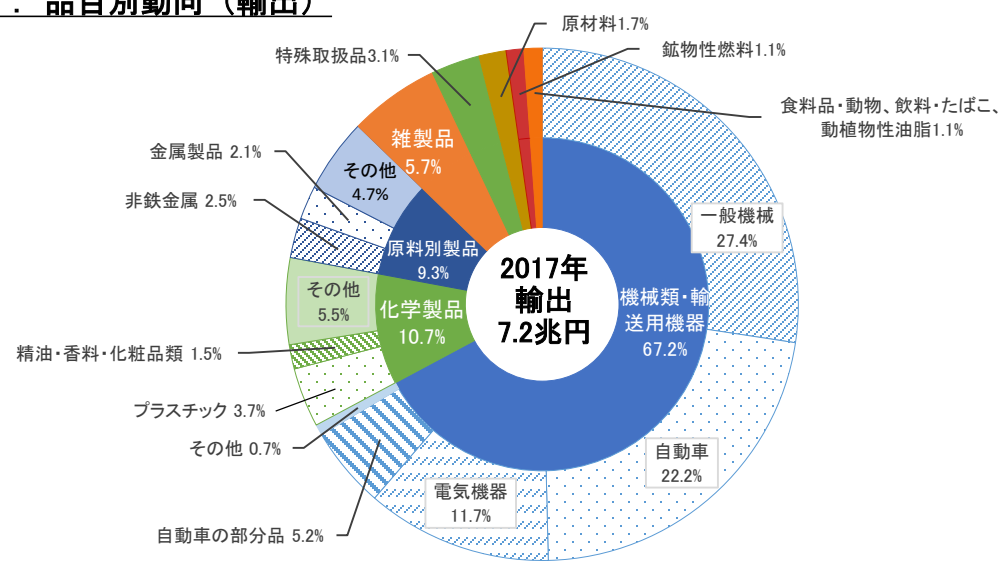
横浜税関管内(輸出)

1. 品目別動向 (輸出)

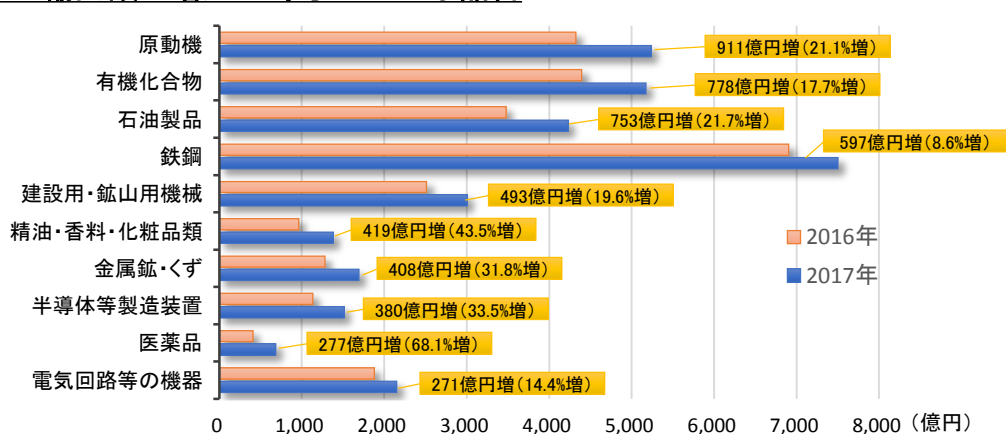


横浜港(輸出)

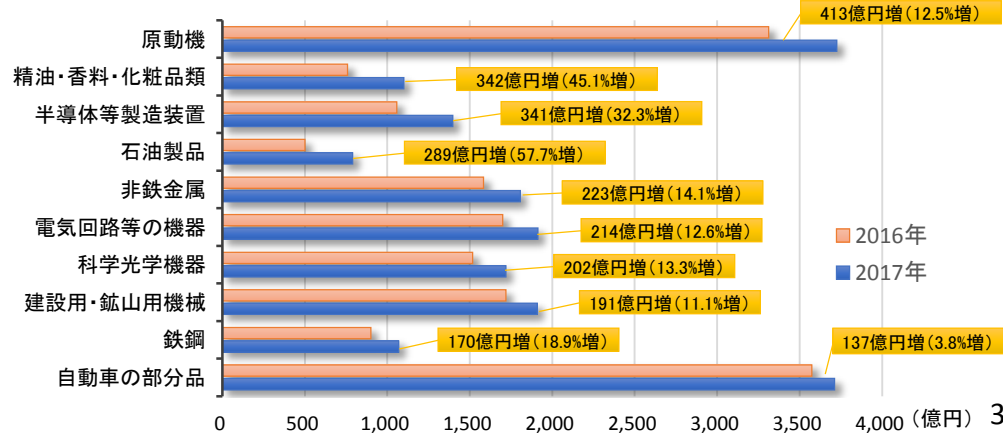
1. 品目別動向 (輸出)



2. 輸出額の増加に寄与した主な品目



2. 輸出額の増加に寄与した主な品目



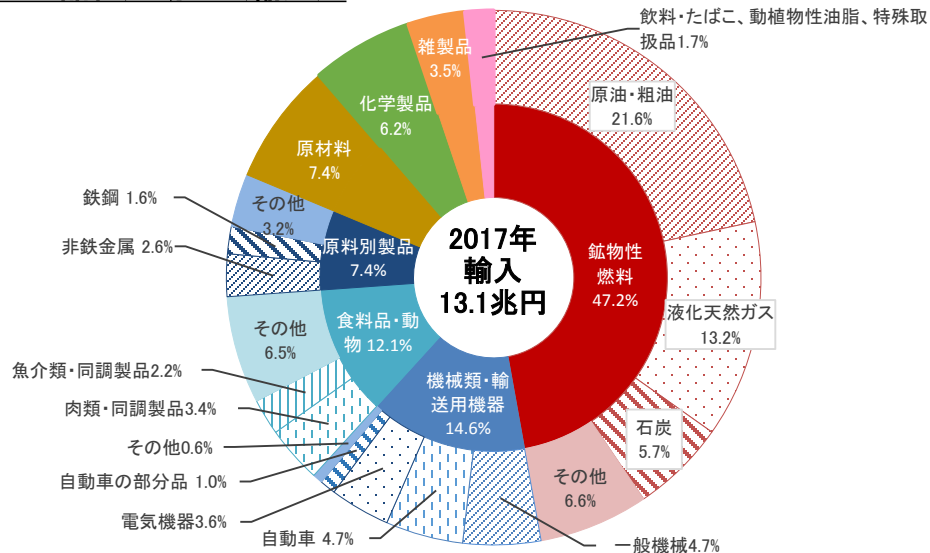
2. 横浜税関と横浜港の貿易動向

(3) 品目別動向 (輸入)

➤ 横浜税関管内の輸入では原油・粗油、液化天然ガス、石炭等が増加。横浜港の輸入は原油・粗油、非鉄金属、無機化合物等が増加。

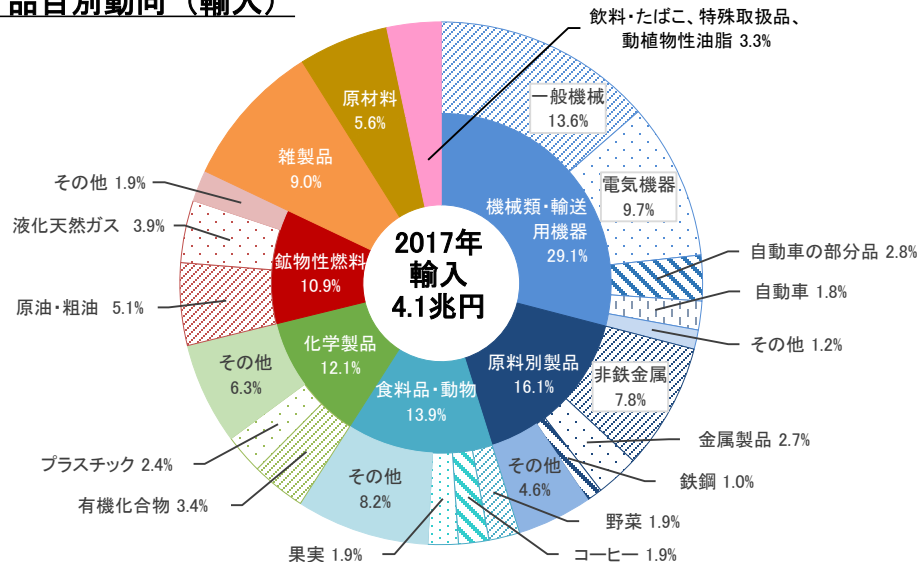
横浜税関管内(輸入)

1. 品目別動向 (輸入)

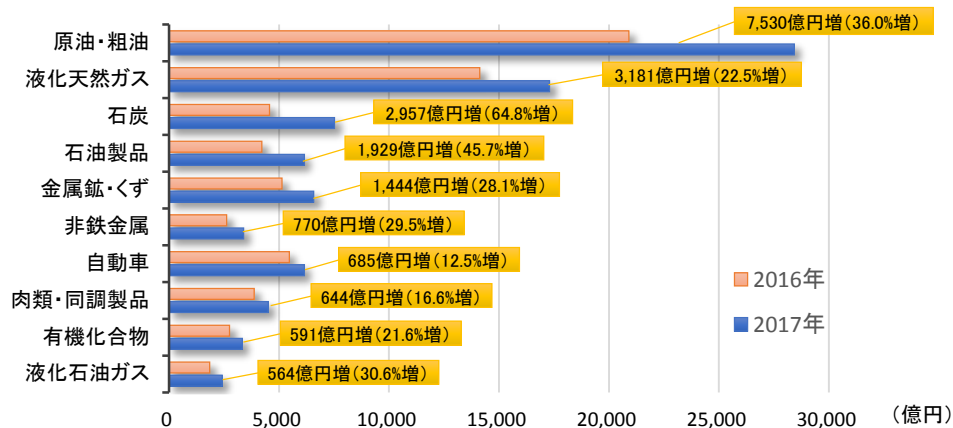


横浜港(輸入)

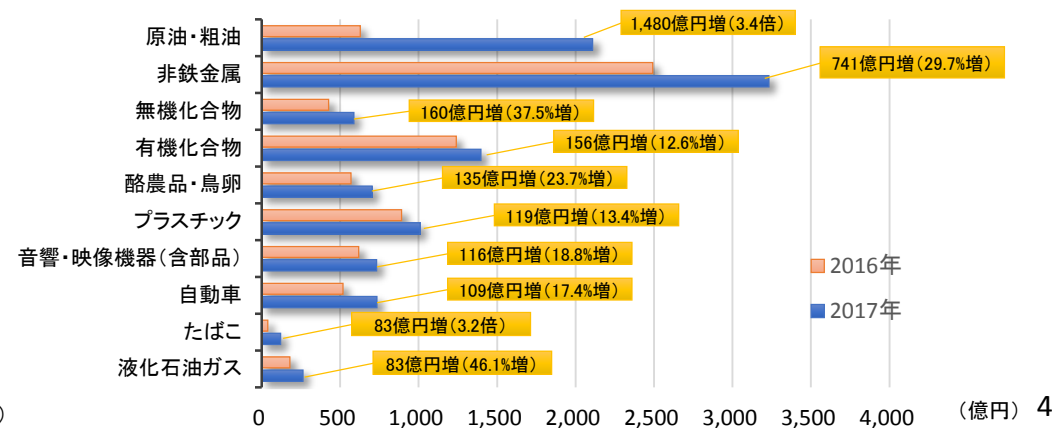
1. 品目別動向 (輸入)



2. 輸入額の増加に寄与した主な品目



2. 輸入額の増加に寄与した主な品目

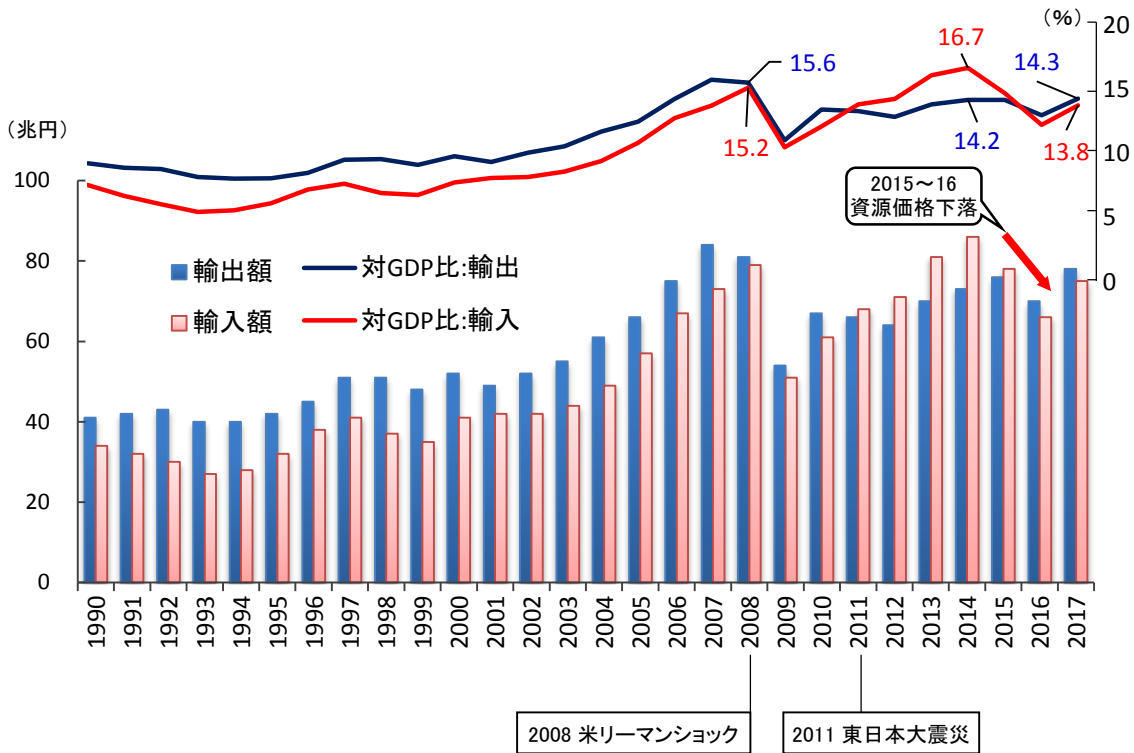


2. 横浜税関と横浜港の貿易動向

(4) 今後の貿易動向を巡る視点

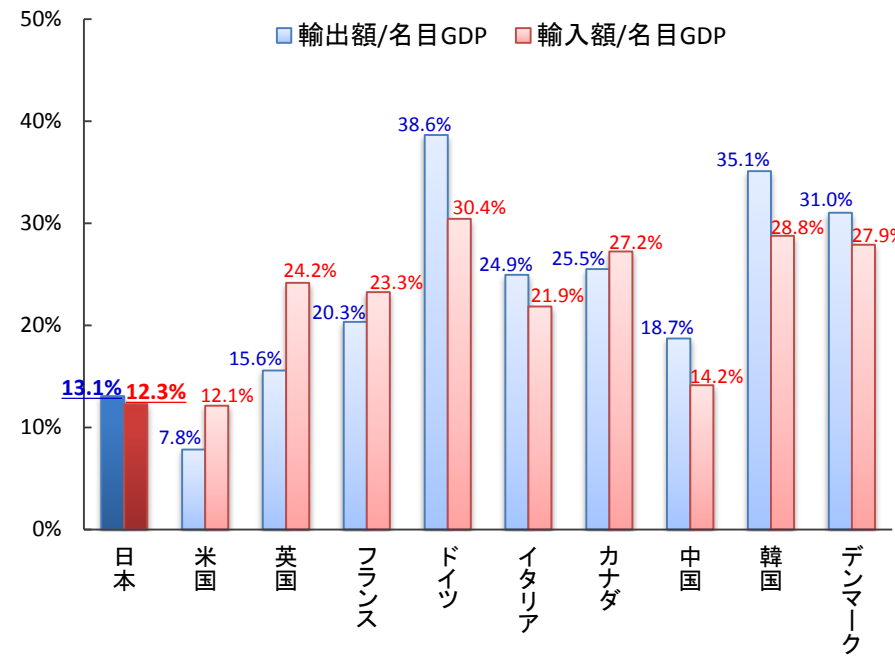
我が国の輸出入対GDP比率の推移

➤ 輸出・輸入依存度は2000年代前半からリーマンショック前にかけて15%強に急上昇。その後、リーマンショック等による調整期を経て、14%程度で推移。



各国の輸出入の対GDP比率の比較

➤ 我が国は、主要国と比較して輸出・輸入依存度は米国に次いで低い。



出所: IMF、WTO (2016年)

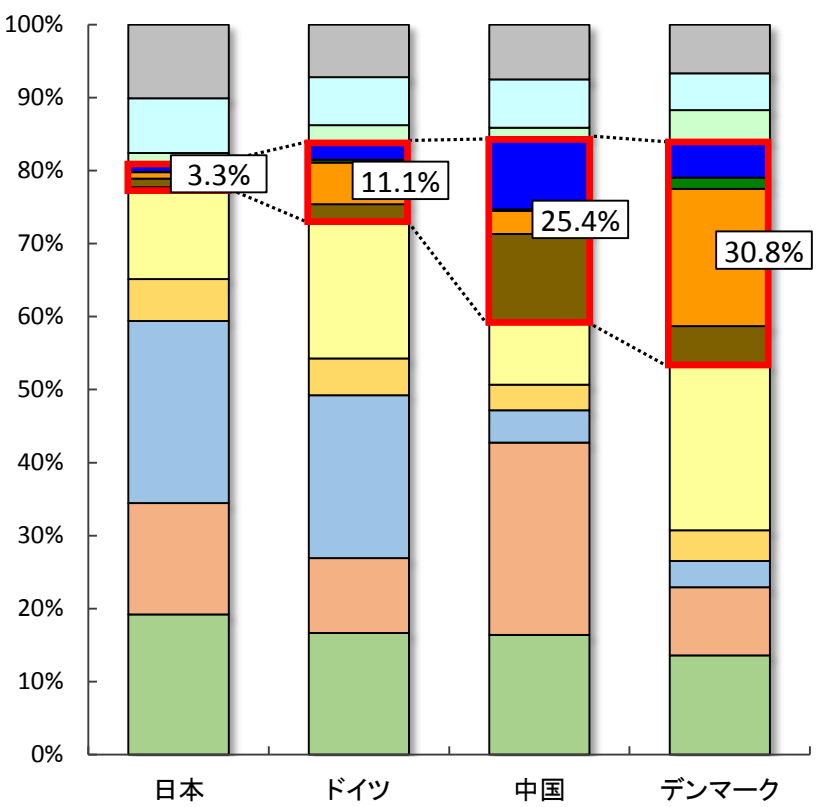
出所: 内閣府公表データ(2017年は速報値)、財務省「貿易統計」より作成

2. 横浜税関と横浜港の貿易動向

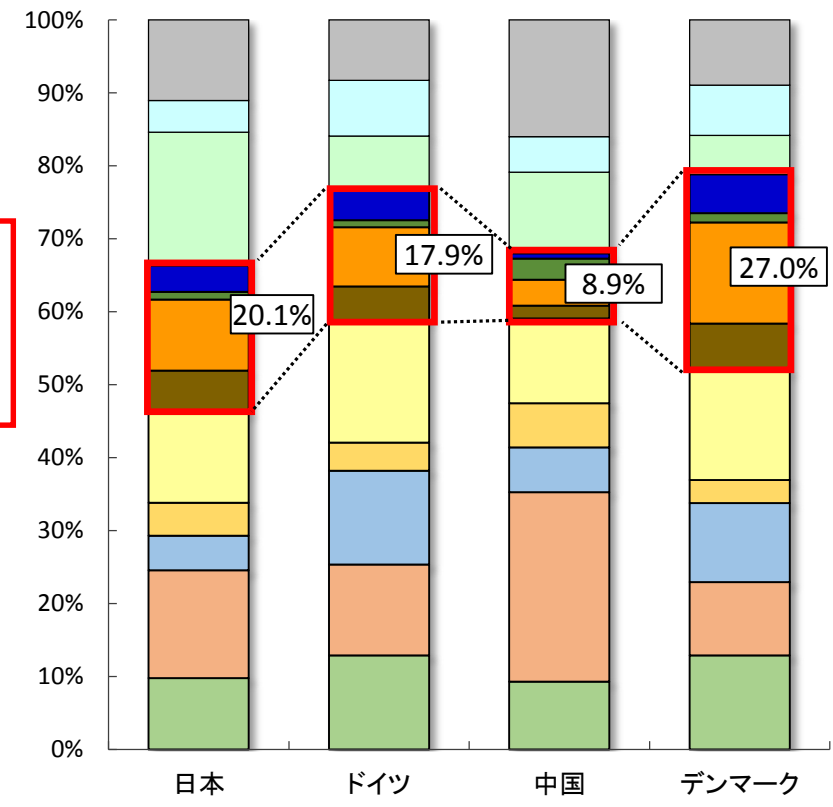
輸出入の商品別比率の比較

- 中小企業が生産・輸出している代表的な物品である雑製品、油脂その他の動植物生産品、食料品、繊維および同製品は、日本の輸出額に占める割合が約3.3%と他国に比べて極端に低い。
- 一方、日本の輸入額に占める割合は20.1%と主要国の中でもトップクラス。

輸出 (2016年)



輸入 (2016年)



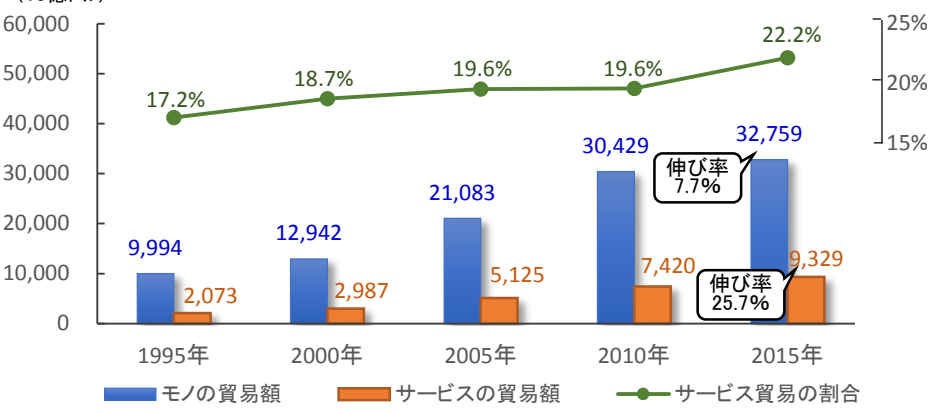
出所:「UN Comtrade Database」より集計

3. サービス貿易の状況

(1) 日本のサービス貿易の動向

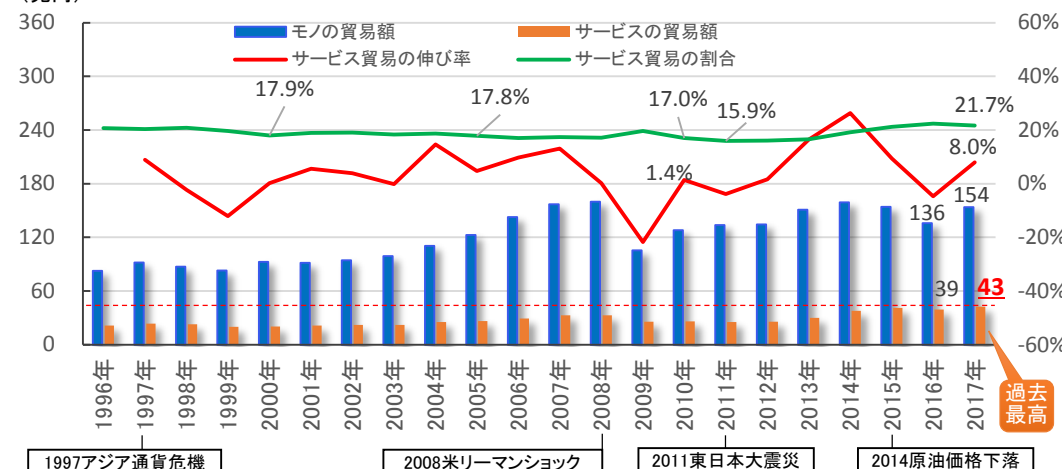
- 世界のサービス貿易(※)は、モノの貿易とともに1990年代より急速に発展。2015年には、2010年からのモノの貿易の約3倍の伸び率で貿易額全体の22.2%を占めている。
 - 日本のサービス貿易は1999年以降、貿易額全体の約17%前後の割合で推移し、2011年を底に上昇基調に転じる。サービス貿易額は、2016年に減少するが、2017年で過去最高を記録し、貿易額全体に占める割合は上昇基調。
- ※サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、流通等のサービスの国際取引のこと。

世界のモノとサービス貿易推移



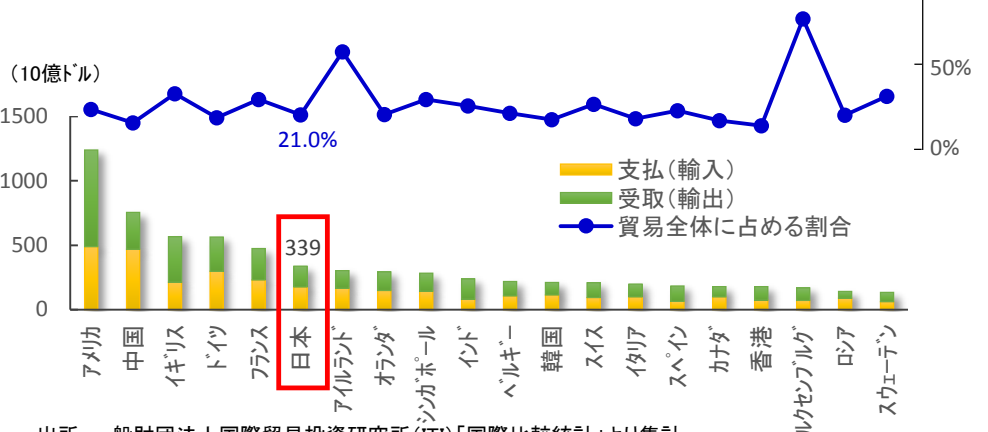
出所：一般財団法人国際貿易投資研究所(ITI)「国際比較統計」より集計。

日本のモノの貿易とサービスの貿易の推移



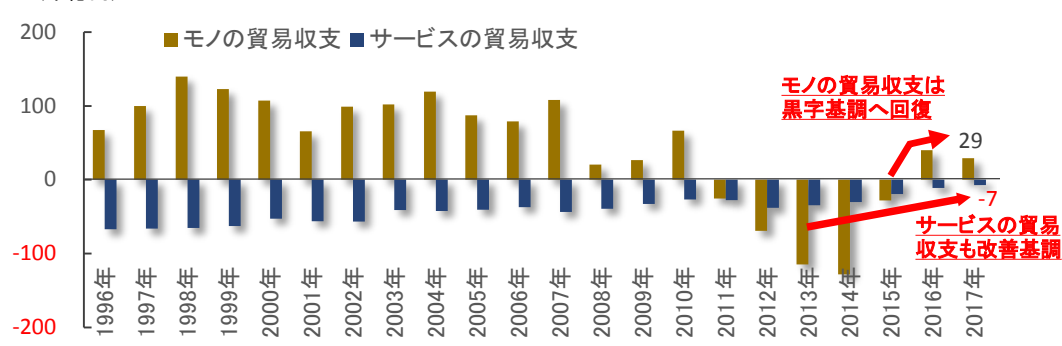
出所：モノの貿易額は財務省貿易統計、サービスの貿易額は日本銀行統計より集計。

2015年世界のサービス貿易額(上位20か国)



出所：一般財団法人国際貿易投資研究所(ITI)「国際比較統計」より集計。

日本のサービス貿易収支の推移

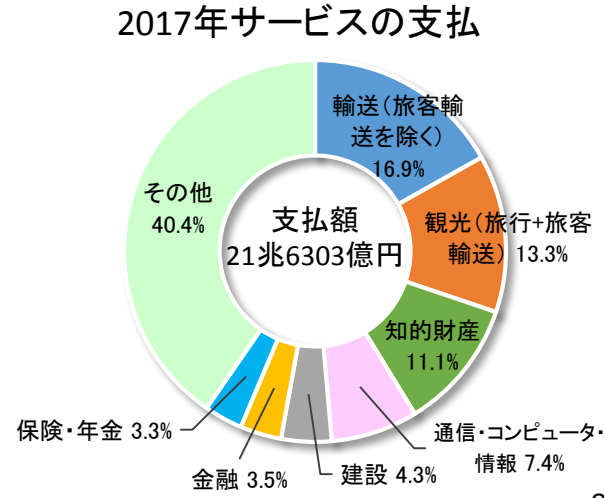
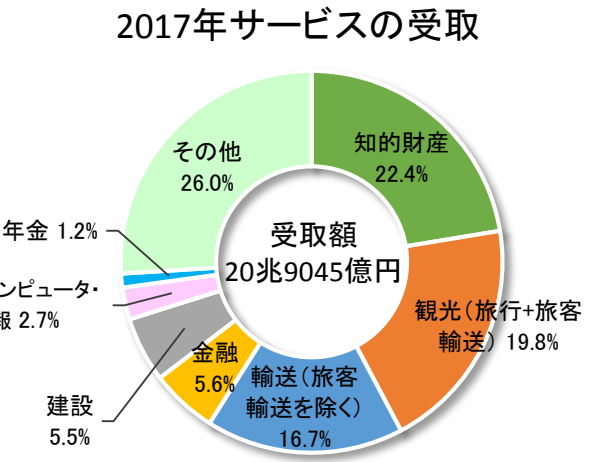
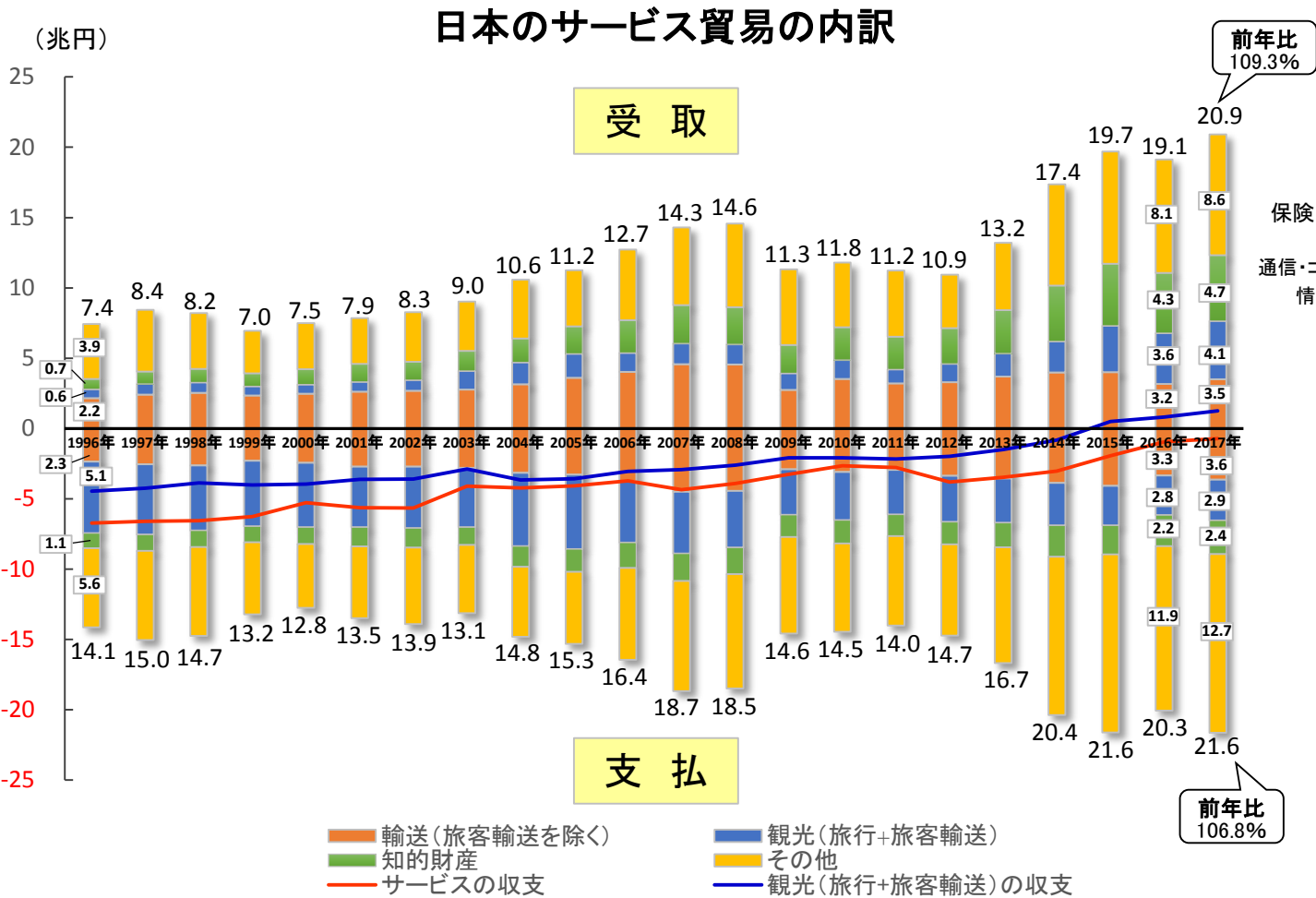


出所：モノの貿易収支は財務省貿易統計、サービスの貿易収支は日本銀行統計より集計。

3. サービス貿易の状況

(2) 日本のサービス貿易の内訳

- 日本のサービス貿易の内訳を見ると、2017年では受取・支払ともに知的財産、観光（旅行+旅客輸送）、輸送（旅客輸送を除く）が上位となっており、それぞれの収支は、知的財産が+2.3兆円、観光が+1.3兆円、輸送が-0.1兆円となっている。
- 1996年と比較すると、2017年では観光の受取は約6.6倍と大幅に増加。観光の収支も2015年からプラスに転じており、インバウンドによる国内経済への貢献度は年々上昇している。



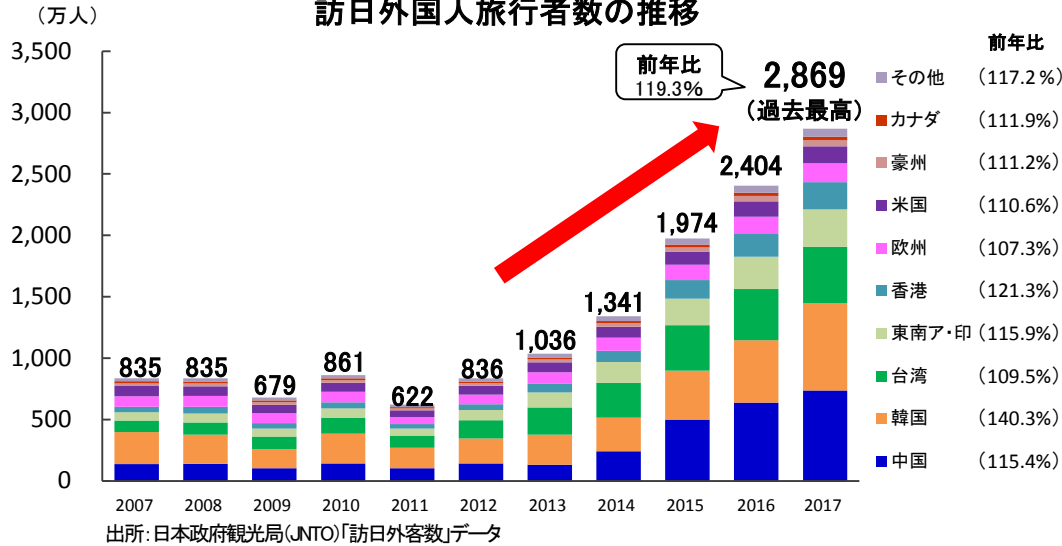
出所: 日本銀行「国際収支統計」より集計。

3. サービス貿易の状況

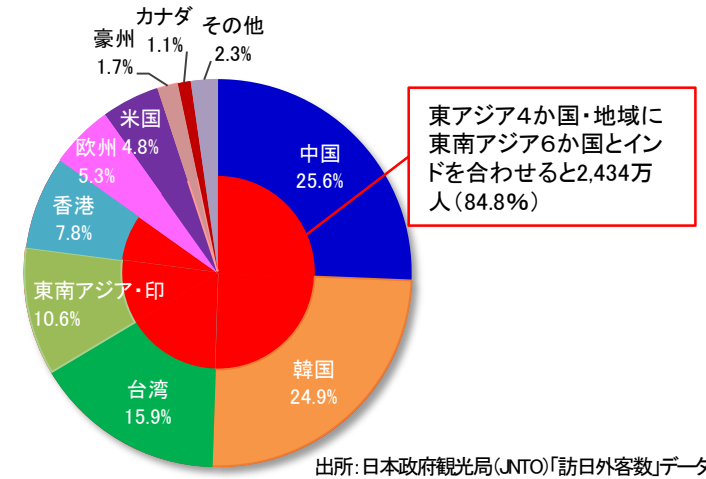
(3) 訪日外国人旅行者の動向

- 2017年の訪日外国人旅行者数は前年比20%弱の増加。アジアが約85%を占める。
- 神奈川県においては、外国人旅行者の訪問者数、宿泊者数は横ばい傾向（過去2年間で全国ではそれぞれ約1.5倍、約1.2倍に増加）。

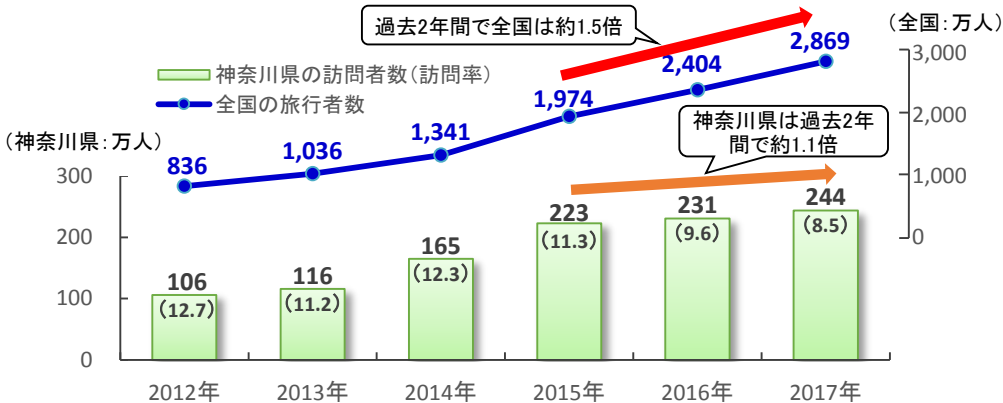
訪日外国人旅行者数の推移



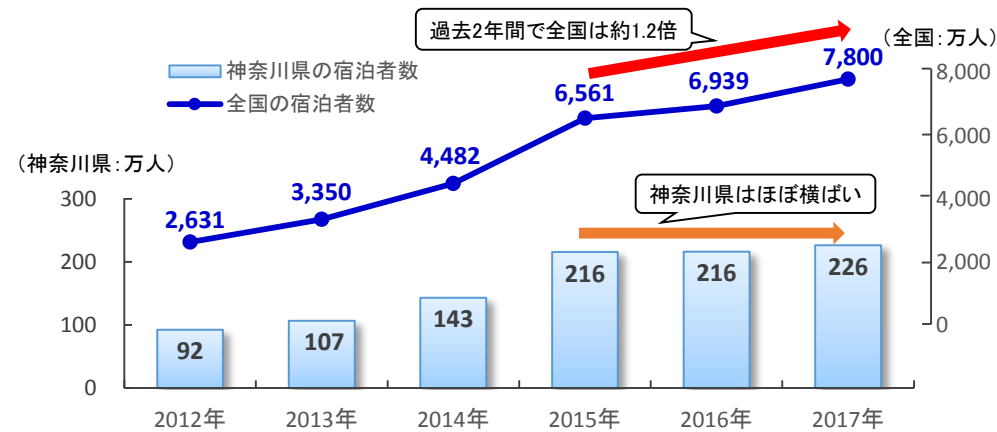
訪日外国人旅行者数の国別内訳(2017年)



外国人訪問者数の推移(神奈川県)



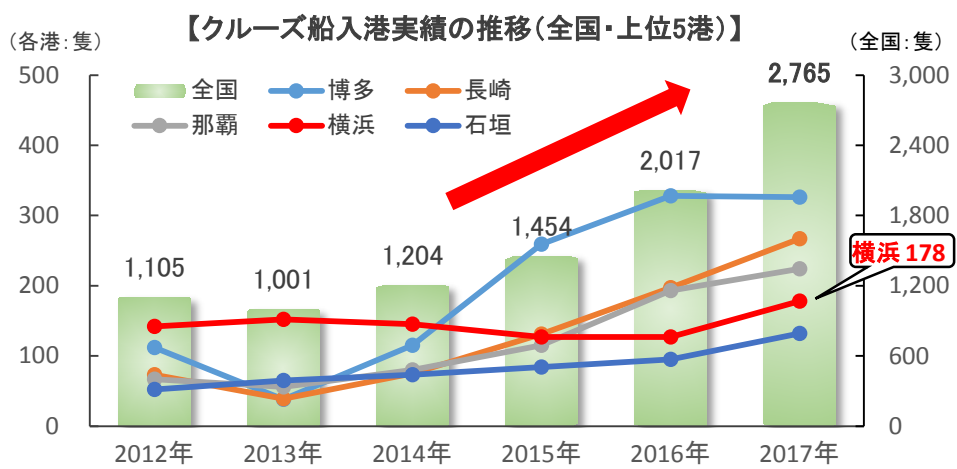
外国人延べ宿泊者数の推移(神奈川県)



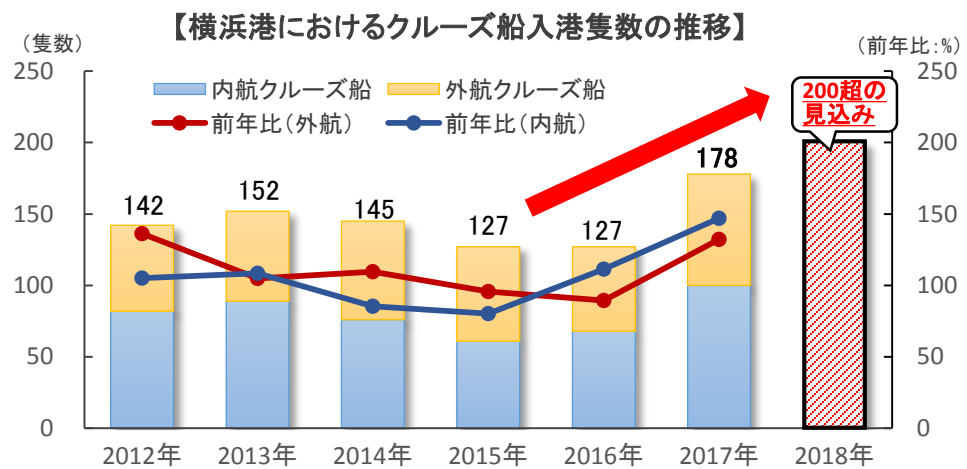
3. サービス貿易の状況

(4) クルーズ船等の入港状況等

- ・2017年の全国におけるクルーズ船の入港隻数は前年比37%超の増加。九州・沖縄地区の寄港数が大幅増。
- ・横浜港の入港隻数は2017年に大幅に増加し、2018年はさらに増加する見込み。
- ・今後、外航クルーズ船については、国際旅客船拠点形成港湾としての機能拡大等により、更なる増加が期待される。



出所:国土交通省「2017年の訪日クルーズ旅客数とクルーズ船の寄港実績(速報値)」



出所:横浜港統計年報を参考に算出、2017年は税関独自集計、2018年は報道発表

<国際旅客船拠点形成港湾として指定された港湾>

港湾名 (港湾管理者)	第1次募集分 H29.1.31 選定 H29.7.26 「国際旅客船拠点形成港湾」に指定					第2次募集分 H30.2.27 選定	
	横浜港 (横浜市)	清水港 (静岡県)	佐世保港 (佐世保市)	八代港 (熊本県)	本部港 (沖縄県)	平良港 (宮古島市)	鹿児島港 (鹿児島県)
カーニバル・コーポレーション & plc	○		○			○	
ロイヤル・カリビアン・クルーズ				○			○
ゲンティン香港		○			○		
郵船クルーズ	○						



出所:国土交通省港湾局資料

港湾法の一部を改正する法律(平成29年7月8日施行)の概要

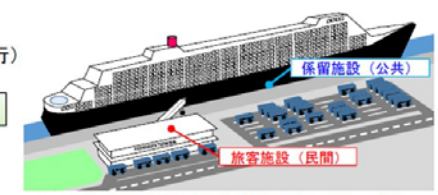
外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

・クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を「港湾法の基本方針」等に位置づけ(7月8日施行)

- ① 受入拠点の形成を図る港湾を国が指定
官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定
- ② 港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成
官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を形成するための計画を港湾管理者が作成。同計画に基づく工事の許可等の特例
- ③ 港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結

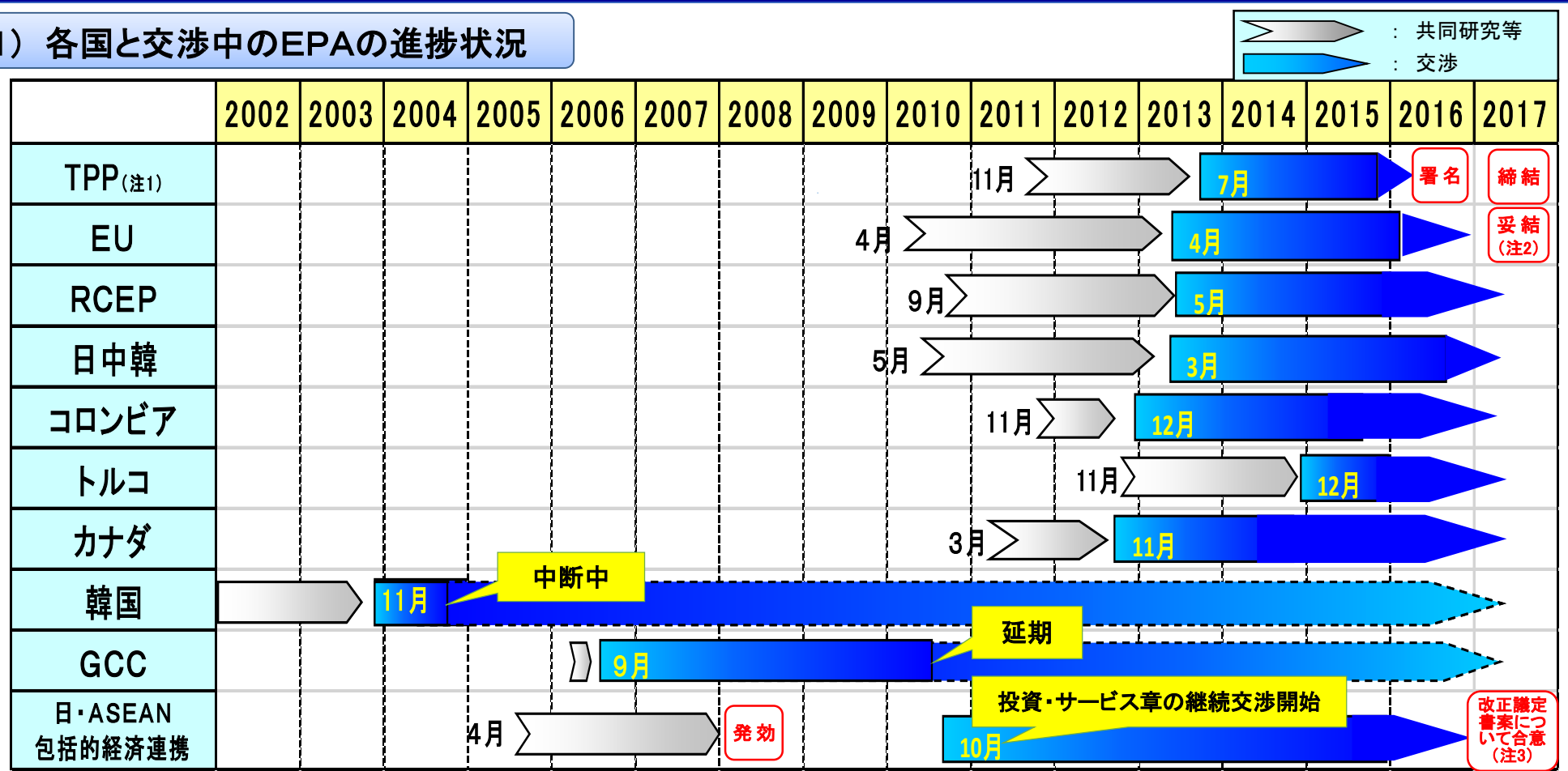
<官民の連携による拠点形成のイメージ>



<係留施設の優先的な使用のイメージ>

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(1) 各国と交渉中のEPAの進捗状況



<発効済みEPAの発効状況>

- ・シンガポール 2002年11月(2007年9月改定)
- ・タイ 2007年11月
- ・ASEAN(物品貿易) 2008年12月
- ・インド 2011年 8月
- ・メキシコ 2005年 4月(2012年4月改定)
- ・インドネシア 2008年 7月
- ・フィリピン 2008年12月
- ・ペルー 2012年 3月
- ・マレーシア 2006年 7月
- ・ブルネイ 2008年 7月
- ・スイス 2009年 9月
- ・豪州 2015年 1月
- ・チリ 2007年 9月
- ・ベトナム 2009年10月
- ・モンゴル 2016年 6月

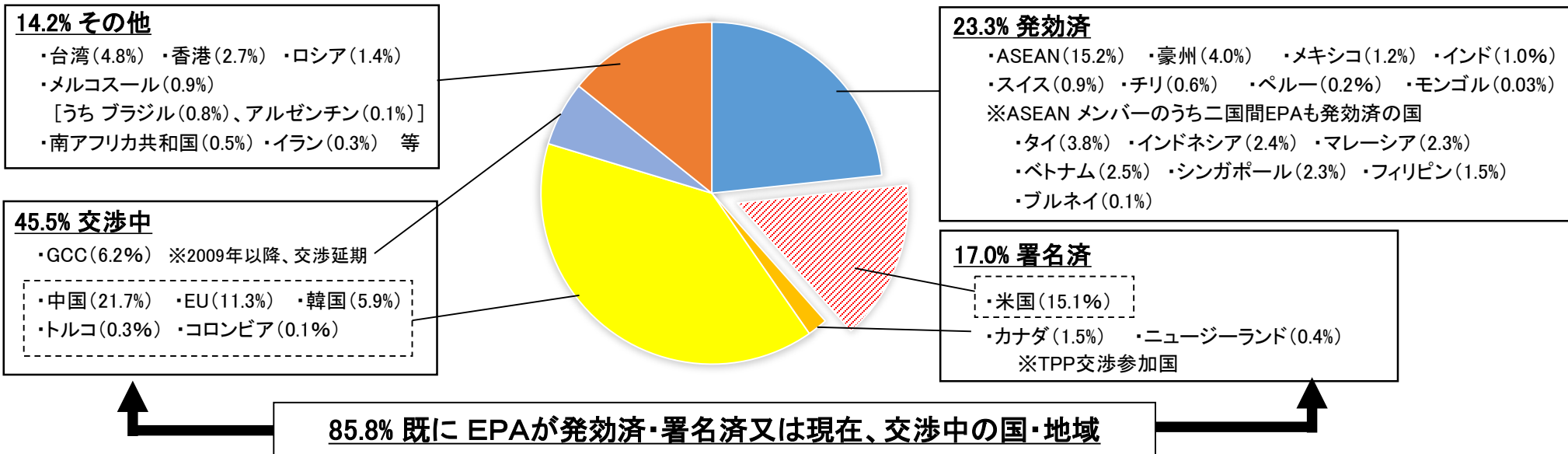
(注1) TPP(環太平洋パートナーシップ) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。
 2018年3月、米国を除く11か国が「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)」に署名。
 (注2) 2017年12月に交渉妥結。
 (注3) 2015年にサービス貿易、2016年に投資に係る交渉を終了し、2017年11月に改正議定書案について閣僚レベルで合意。

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(2) 日本のEPA/FTAの課題

- (i) 輸出入取引額が大きな国・地域とのFTA/EPAが締結・発効されていない。
- (ii) 自由化率(10年以内に関税を0%とする割合)が低い(貿易額では90%であるが品目数ベースでは85%程度で米・EU・韓国と比べて自由化率が低い)。
- (iii) 業種・品目により、利用の跛行性が大(自動車部品等の機械、鉄鋼、化学関連以外の産業分野での国際競争力強化が課題)。
- (iv) 中小企業によるFTA/EPA利用率は低位にとどまる。
- (v) 原産地規則やHSコードなどに企業が不慣れ。
- (vi) 関税の減免が実現されても、輸入国での国内規制が障害となっている。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2017年)



【参考】主要国のFTA比率(注)

日本:25.2%、米国:39.1%、EU:33.0%、韓国:67.9%、中国:38.7%

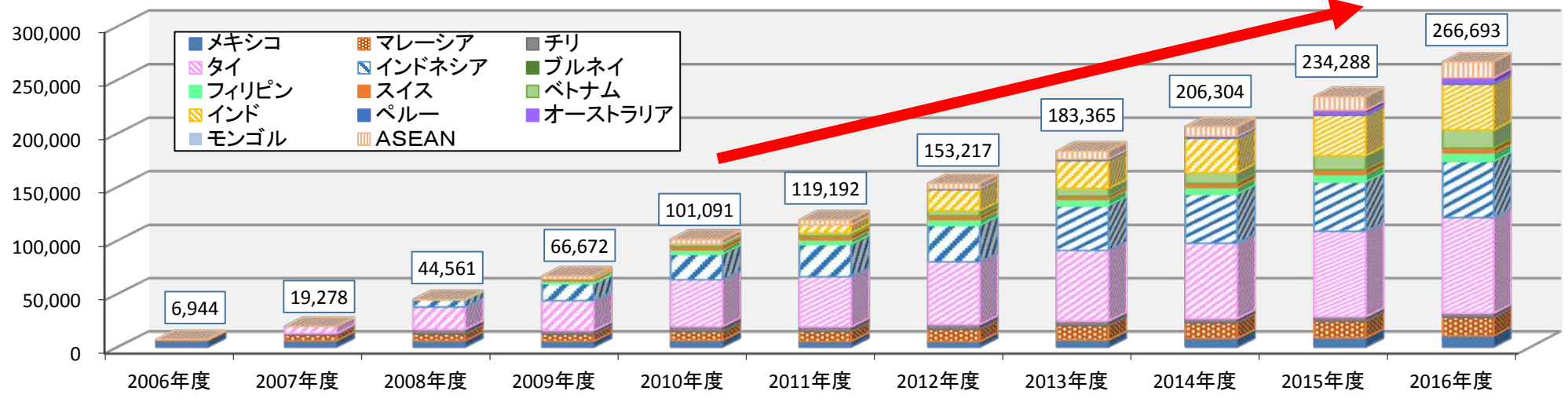
※『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合(TPPは米国を除き計算) 出典: 日本は2017年財務省貿易統計(確定値)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics (2017年4月)。 12

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(3) EPAの活用状況

特定原産地証明書(第三者証明)の発給件数は年々に増加している

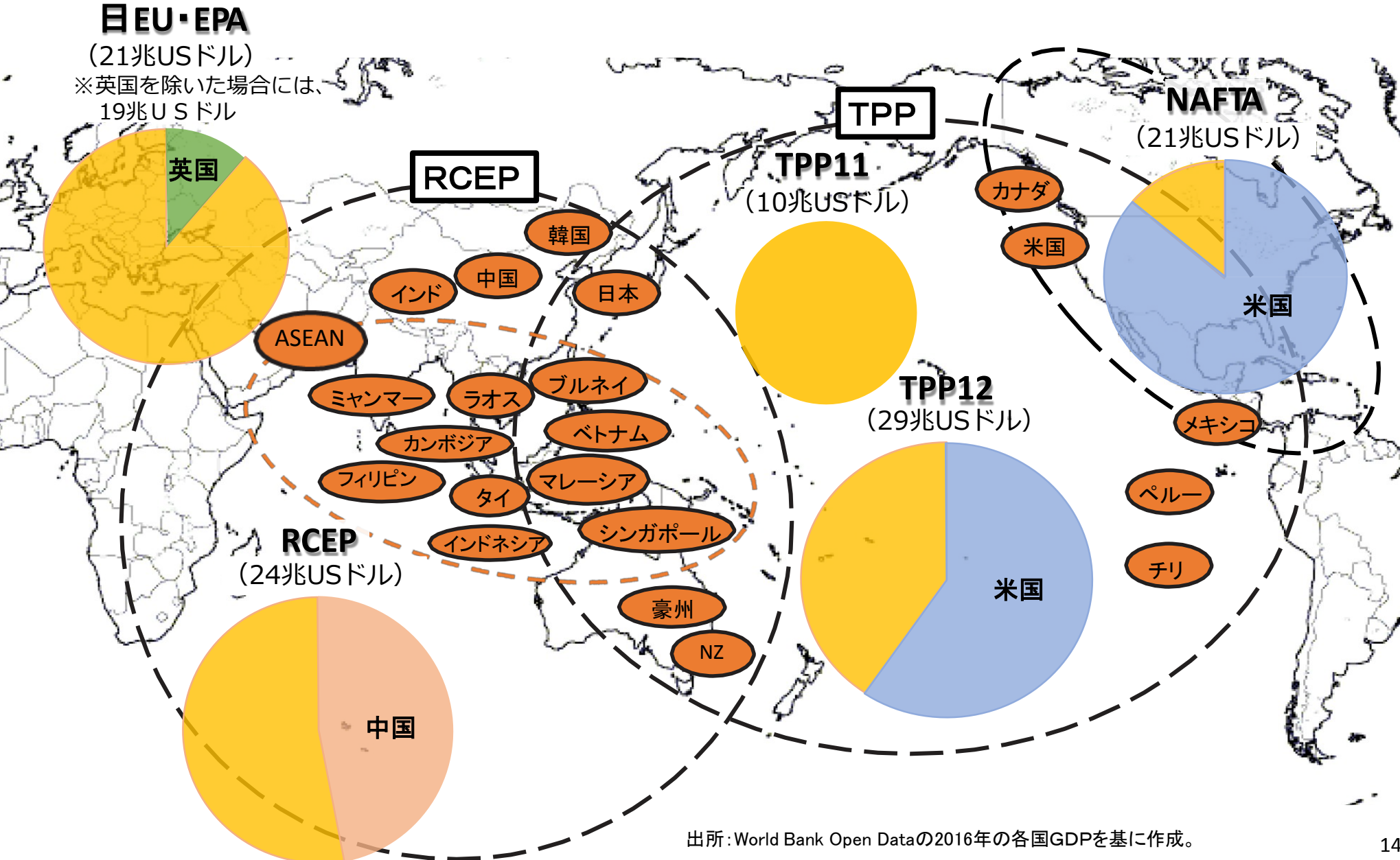


	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
メキシコ	5,926	5,762	5,735	5,368	6,035	5,241	5,058	6,378	8,006	8,513	10,395
マレーシア	1,018	5,335	6,194	6,334	8,347	9,228	11,289	13,552	14,593	15,703	17,370
チリ		1,503	4,460	3,613	4,788	4,356	4,695	4,310	3,948	4,099	3,850
タイ		6,678	21,129	28,255	44,130	47,174	58,957	66,465	70,875	80,277	89,644
インドネシア			6,579	16,013	23,672	30,096	33,911	41,464	45,625	45,887	52,427
ブルネイ				3	16	30	25	36	32	40	35
フィリピン			225	2,477	4,255	4,457	5,575	6,216	6,475	7,321	8,140
スイス				1,277	3,064	3,507	3,557	3,081	3,796	4,106	4,290
ベトナム				500	2,294	2,749	4,572	7,026	9,819	13,199	16,917
インド						7,696	19,822	26,147	32,365	37,791	42,864
ペルー						5	468	1,115	857	832	816
オーストラリア									569	3,897	4,584
モンゴル											284
A S E A N			239	2,832	4,490	4,653	5,288	7,575	9,344	12,623	15,077
計	6,944	19,278	44,561	66,672	101,091	119,192	153,217	183,365	206,304	234,288	266,693

出所: 経済産業省HP

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(4) 主要なEPA/FTA交渉参加国のGDP構成比

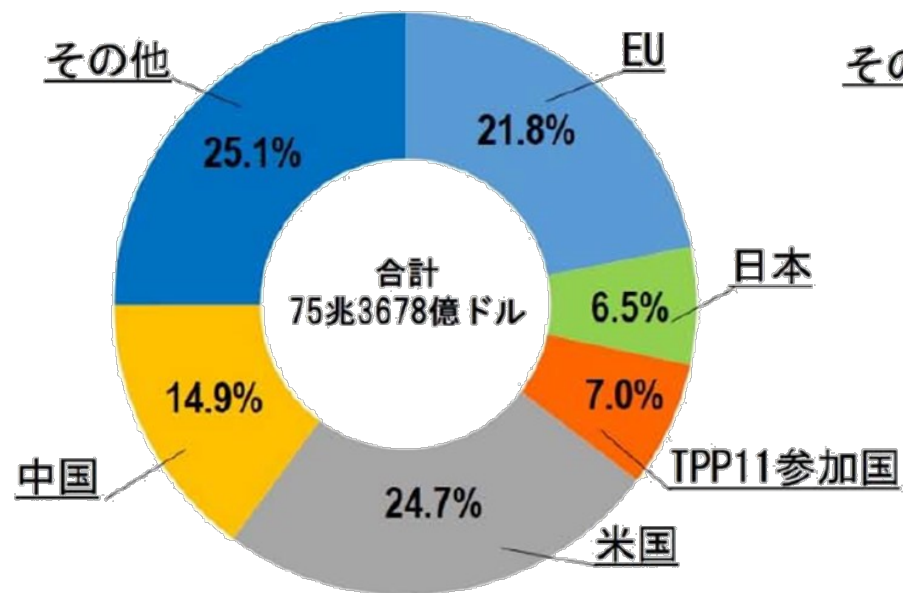


4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

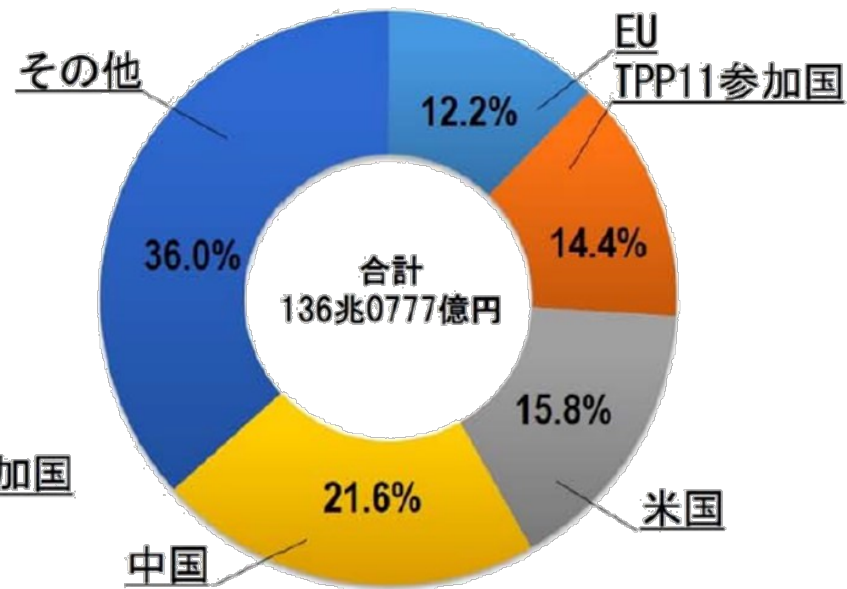
(5) 日EU・EPA及びTPP11参加国の経済規模、我が国との貿易規模

	日EU・EPA	TPP11	TPP12
GDP	21兆USD (世界全体 約28%)	10兆USD (世界全体 約13%)	29兆USD (世界全体 約37%)
人口	約6億3000万人 (世界全体 約8.6%)	約5億人 (世界全体 約6%)	約8億2000万人 (世界全体 約11%)
日本との 輸出入貿易規模	約12%	約14%	約30%

名目GDPの割合



我が国との輸出入総額



4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(6) 包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)

※CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

1. 意義

● 経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進める等、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋地域に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

● 戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2. 条文の概要

第1条 TPP12協定の組み込み

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し

- TPP12協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP12協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

第7条 正文(英、仏、西)

3. 凍結項目

● 22項目(うち11項目は知的財産関連)

- ・急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文)
- ・ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)
- ・生物製剤データ保護(第18・51条) 等

※ 凍結項目一覧を次頁に記載。

※ 昨年11月のダナン大筋合意で継続協議となっていた4項目(①マレーシア国有企業、②ブルネイ投資・サービス留保、③ベトナム労働制裁、④カナダ文化例外)については全て決着(①②は凍結項目に追加、③④は別文書(国際約束)で解決)

4. 今後の予定

- 本年3月27日、TPP11協定及び関連国内法案を閣議決定。現在、国会において審議中。

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要

TPP協定は以下の章及び関連する附属書等から構成されており(全30章)、CPTPPにおいて22項目が凍結(下表の網掛け及び※1参照)。

<p>(1)冒頭の規定及び一般的定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3)原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4)繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5)税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。 【凍結項目】 ○急送小額貨物</p>
<p>(6)貿易救済 ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7)衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8)貿易の技術的障害(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9)投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。 【凍結項目】 ○ISDS(投資許可、投資合意)関連規定</p>	<p>(10)国境を超えるサービスの貿易 国境を超えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限など)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。 【凍結項目】 ○急送便附属書</p>
<p>(11)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。 【凍結項目】 ○金融サービス最低基準待遇関連規定</p>	<p>(12)ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。 【凍結項目】 ○電気通信紛争解決</p>	<p>(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。 【凍結項目】 ○政府調達(参加条件) ○政府調達(追加的交渉)</p>
<p>(16)競争政策 競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17)国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18)知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。 【凍結項目】 ※2参照</p>	<p>(19)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。 【凍結】 ○保存及び貿易</p>
<p>(21)協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22)競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23)開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24)中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25)規制の整合性 締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26)透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。 【凍結項目】 ○医薬品・医療機器に関する透明性</p>	<p>(27)運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29)例外及び一般協定 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30)最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

(※1)ブルネイの投資・サービス留保表(附属書Ⅱ)、マレーシアの国有企業留保表(附属書Ⅳ)

(※2)知的財産の内国民待遇、特許対象事項、審査遅延に基づく特許期間延長、医薬承認審査に基づく特許期間延長、一般医薬品データ保護、生物製剤データ保護、著作権等の保護期間、技術的保護手段、権利管理情報、衛生・ケーブル信号の保護、インターネット・サービス・プロバイダの11項目

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(7) 日EU・EPA

1. 交渉結果概要

- 2017年7月6日に大枠合意。同年12月8日に大枠合意時に残された論点について合意し、交渉妥結。
- 本年7月中旬にブリュッセル(ベルギー)で署名予定。

2. 交渉妥結結果(財務省所管物資等)

財務省所管物資(酒類・たばこ・塩)の主な交渉結果

(EUへのアクセス) 酒類、たばこ、塩の全品目について即時撤廃。

(日本へのアクセス) ワイン: 即時撤廃。酒・焼酎等・塩: 11年目撤廃。

紙巻たばこ: 協定税率として無税。

紙巻たばこ以外: 5年から10年かけ段階的に撤廃。

- 「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進。
- 日本産酒類の非関税措置(「日本ワイン」の輸入規制、焼酎の容器容量規制)を撤廃し、EU市場を新規開拓。

税関手続等に係る主な交渉結果

- 関税関係法令の公表や事前教示制度を通じた税関手続の透明性の向上。
- 貿易円滑化や関税法令違反防止のための税関間の協力、情報交換の推進。
- 原産地証明手続は、輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度を採用。リードタイムやコスト削減につながり、貿易円滑化に貢献。

3. 交渉妥結結果(経済産業省所管: 工業製品関連)

(EUへのアクセス)

- 工業製品は、品目数及び輸出額(EU向け約5.8兆円)で100%が関税撤廃(EPA発効時点で、無税割合が38.5%→81.7%へ上昇)。
- 乗用車(現行税率10%)は、8年目に撤廃。
- 自動車部品は、輸出額ベースで92.1%の即時撤廃。
- 自動車・自動車部品に次ぐ主力分野である一般機械は輸出額ベースで86.6%、化学工業製品は88.4%、電気機器は91.2%の即時撤廃。

(日本へのアクセス)

- 工業製品は、品目数及び輸入額(日本向け約5.6兆円)で100%が関税撤廃(EPA発効時点で、無税割合が77.3%→96.2%へ上昇)。
- 化学工業製品、繊維・繊維製品等は即時撤廃。
- 皮革・履物(現行税率最高30%)は11年目又は16年目に撤廃。

4. 交渉妥結結果(農林水産省所管: 農林水産品関連)

(EUへのアクセス)

- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 農産品のGI産品を高い水準で相互に保護。

(日本へのアクセス)

- コメは関税削減・撤廃等の対象から除外。
- 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉は差額関税制度・分岐点価格は維持。関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得。
- ソフト系チーズは国産の生産拡大と両立できる枠数量内に留める。脱脂粉乳・バターは国家貿易を維持、限定的な民間貿易枠を設定。ホエイは関税削減。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

日EU・EPAの全体像

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則, ②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束, ③ソースコードの開示要求の禁止等, 先進的なルール, ⇒ 日本経済や企業活動に貢献

第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫(SPS)措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害(TBT) 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の迅速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	(注) 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。

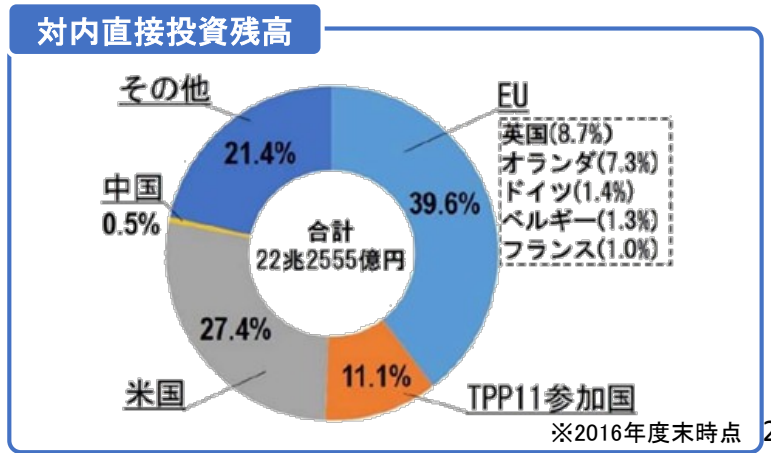
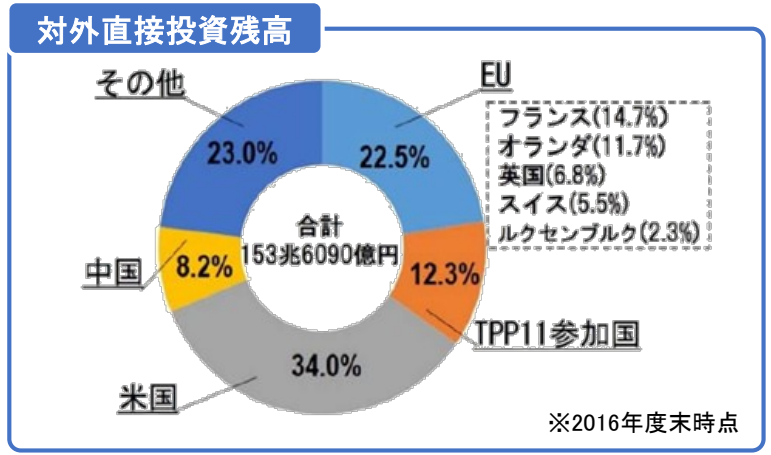
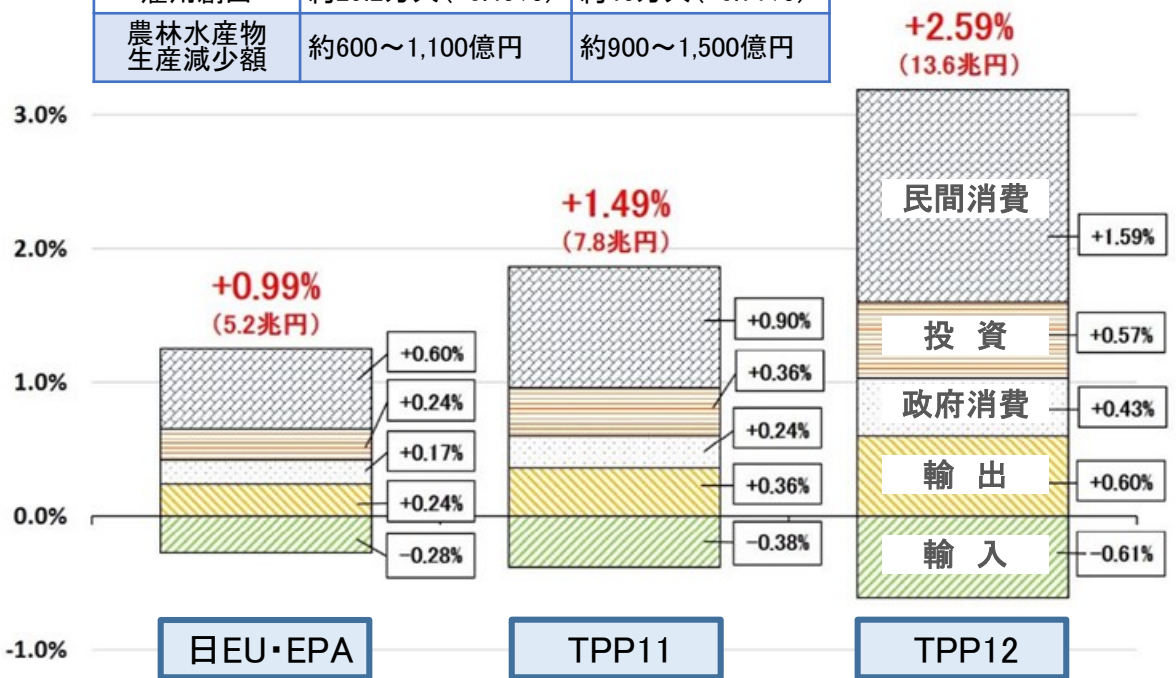
4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(8) 日EU・EPA及びTPP11の経済効果分析

- 日EU・EPAでは、我が国の実質GDP水準が日EU・EPAがない場合に比べて約0.99%増加、約5.2兆円の押し上げが期待。TPP11では、約1.49%増加、約7.8兆円の押し上げが期待。双方でTPP12の経済効果とほぼ同等。
- 我が国の対外直接投資残高約154兆円のうちEUは約23%、TPP11参加国の2倍弱。他方、我が国に対する対内直接投資残高はEUは約39.6%、TPP11参加国の3倍強。
- 日EU・EPA及びTPP11は、輸出入増加に伴う実質GDP水準の押し上げ効果だけではなく、企業活動の円滑化による更なる投資と成長を促すことが期待。

■ 日EU・EPA、TPP11の実質GDP押し上げはTPP12の経済効果とほぼ同等

	日EU・EPA	TPP11
GDP押し上げ	約5.2兆円(+0.99%)	約7.8兆円(+1.49%)
雇用創出	約29.2万人(+0.45%)	約46万人(+0.71%)
農林水産物生産減少額	約600~1,100億円	約900~1,500億円



出典：日EU・EPA等の経済効果分析(2017年12月21日内閣官房TPP等政府対策本部)

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(9) 日EU・EPA及びTPP11等が発効された場合の課題

1. EPAを使いこなす専門性等の向上

- 成熟市場との間のEPAの活用
- 最適なサプライチェーンの再構築
- 複数のEPAのうち、どれを適用するか
- サプライチェーンを通じた原産性をロジカルに証明することが必要(中間介在企業等の協力が必要)
- HACCPの取得等の国際認証への対応

2. 原産地自己申告制度への的確な対応

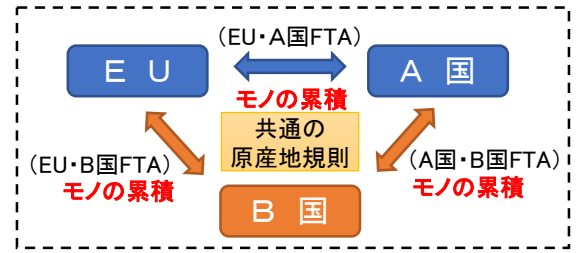
- 輸入国税関から、輸出者、生産者等への原産性の確認(書面確認、訪問確認)が行われる可能性有。確認に備え、輸出者、生産者等は原産性を示すための必要な記録、資料を保存する義務。
- 証明が間違っていた場合、輸入者に対して関税削減相当額とペナルティが課せられ、この損害が輸入者から輸出者に請求される可能性(韓国ではEUから年間2,800件の検認を受けている。これまでのFTAと比べてリスク大)

3. TPP参加国の拡大と拡張累積制度(注)の活用

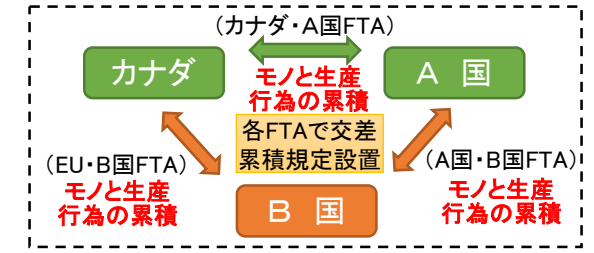
- 米国、他のASEAN諸国、中南米諸国等のTPPへの取込み。
 - 投資章、国有企業章、電子商取引章等の内容のRCEP、日中韓FTA、FTAAPへの盛込み。
 - EUでは、2011年1月から適用開始の原産地規則により拡張累積制度が導入されており、FTA締約国間での原産性の累積だけでなく、EUがFTAを締結している第3国との原産性の累積が認められる制度。日本としては、EPAに初めて盛り込む規定となる。
 - 日EU・EPAにおける拡張累積は、ガソリンエンジン(84.07)、ワイヤハーネス(85.44)、自動車の部分品(87.08)のみが対象。
 - 日EU・EPAが発効すれば、これら品目について日本とEU双方がEPAを締結しているメキシコ、チリ、スイスへの原産地累積の拡張が可能に。(但し、適用のためには、品目別原産地規則(PSR)等のルールについて、日本・EU双方の個別同意が必要)
- ※現在、EUでは日本のEPA締約国であるシンガポール、ベトナム、フィリピン、インドネシアとFTAを交渉中。

(注) 拡張累積制度の主な種類

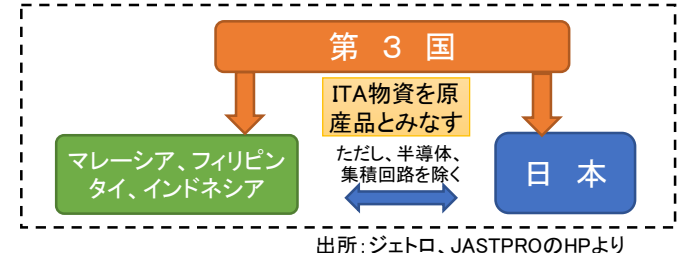
①対角累積制度(EU主導の拡張累積制度)
 ・EUと締約国がFTAを締結している共通の第3国に対し部分累積(モノの累積)を適用。
 (双方で同一の原産地規則の提供が条件)



②交差累積制度(カナダ主導の拡張累積制度)
 ・カナダと締約国がFTAを締結している共通の第3国に対し地域累積(モノと生産行為の累積)を適用



③共通の第3国以外の原産性を認める制度
 ・WTOITAに該当するMFN税率無税のIT製品を材料として使用する場合に原産品とみなすことができる(日本のASEAN諸国との2国間EPA)等



4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

(10) トランプ政権の通商政策

米国国内法に基づく措置の活用

➤ トランプ政権は、本年11月の中間選挙に向け、米国国内法に基づく措置を積極的に活用し、政権公約の実行のアピールを意識した通商政策を展開。

太陽電池、大型洗濯機へのセーフガード発動(米国通商法第201条)

- 本年1月22日、米国大統領が太陽電池、大型洗濯機に対し、追加関税措置等を決定(2月7日より実施)。

太陽電池

○追加関税率:1年目-30%、2年目-25%、3年目-20%、4年目-15%
※2018年2月14日、米国通商代表部(USTR)が太陽電池のセーフガード措置対象から個別製品を除外するための手続を公表

大型洗濯機

○最初の完成品120万台まで:1年目-20%、2年目-18%、3年目-16%
○120万台以上の完成品、部品:1年目-50%、2年目-45%、3年目-40%
○措置が免除される物品:1年目-5万ユニット、2年目-7万ユニット、3年目-9万ユニット

鉄鋼、アルミニウムに係る輸入制限措置(米国通商拡大法第232条)

- 本年3月23日、米国大統領が一部の国(※)を除く全ての国からの輸入品を対象に鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の追加関税を課す輸入制限を発動。 ※カナダ、メキシコ、韓国、EU、ブラジル、豪州、アルゼンチンは対象外
- 同年4月2日、中国が対抗措置として、米国から輸入する果物や豚肉など計128品目を対象に最大25%の報復関税を発動。

中国の知的財産権侵害に係る制裁措置(米国通商法第301条)

- 本年4月3日、米国通商代表部(USTR)が中国の知的財産権侵害に対する制裁措置として、ハイテク分野を中心とした約1,300品目(500億ドル相当)の中国製品に対する25%の追加関税の原案を公表。米国としては、同年5月下旬以降に国内手続を経て、品目を確定させる予定。
- 同月4日、中国が報復措置として、米国製品106品目(500億ドル相当)に対する25%の追加関税を発表。

米国による対象品目(約1,300品目)

航空機、自動車、バス、通信衛星、産業用ロボット、半導体 など

中国による対象品目(106品目)

大豆、トウモロコシ、小麦、牛肉、ウイスキー、たばこ、自動車、航空機 など

- 同月5日、米国大統領が知的財産権を侵害する中国への追加制裁措置として、中国製品を更に1千億ドルに積み増すようUSTRへ検討を指示。

日米首脳会談(本年4月17日~18日)

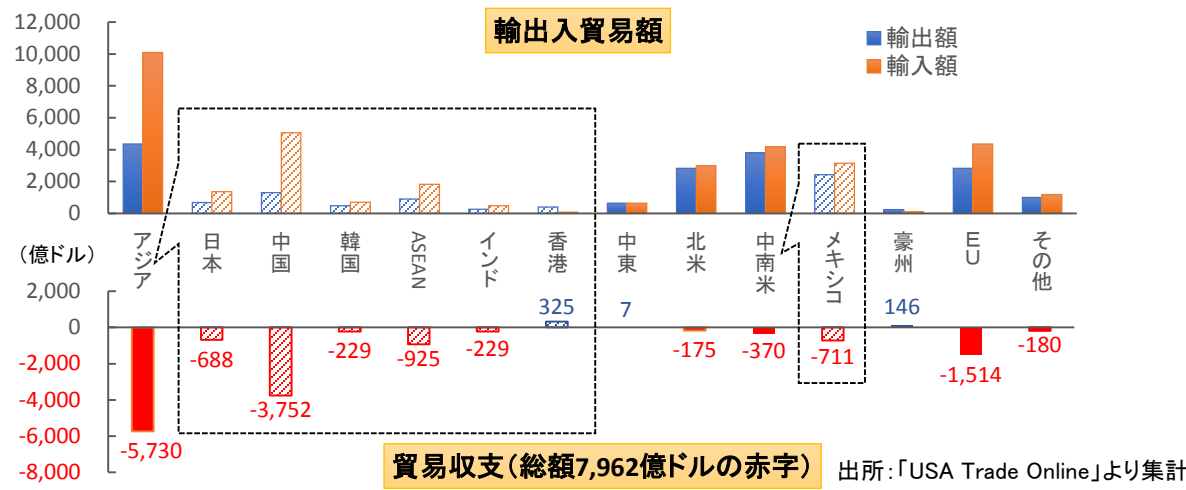
- 両首脳は、インド太平洋地域における自由で公正な交易を守ることが必要であることを確認。
- 安倍総理から、日本企業による米国への投資や米国産エネルギー購入額の増大等を説明し、米国大統領はこれを歓迎。
- 両首脳は、茂木経済再生担当相とライトハイザー通商代表による「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議(FFR)」を開始することで一致。

4. 経済連携協定(EPA)の活用による貿易の推進

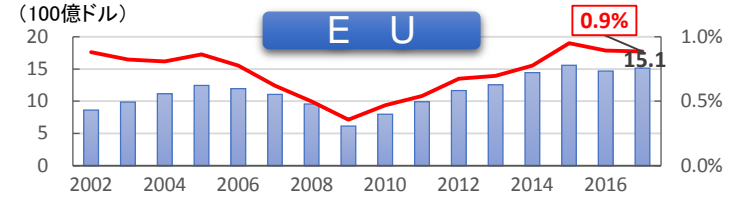
米国の貿易収支

- 米国の2017年の貿易収支は、一部黒字の地域・国が見られるが総額7,962億ドルの赤字。特に中国、EU、ASEAN、メキシコ、日本の赤字額が大きい。
- これらの地域・国の対米貿易黒字の推移を見ると、特に中国、EU、ASEANでは、対米黒字が増加傾向にあるが、対GDP比は横ばい又は減少傾向。
- 米国の品種別の貿易収支を見ると、航空機の黒字額が大きく、電気機器、自動車、一般機器の赤字額が大きい。

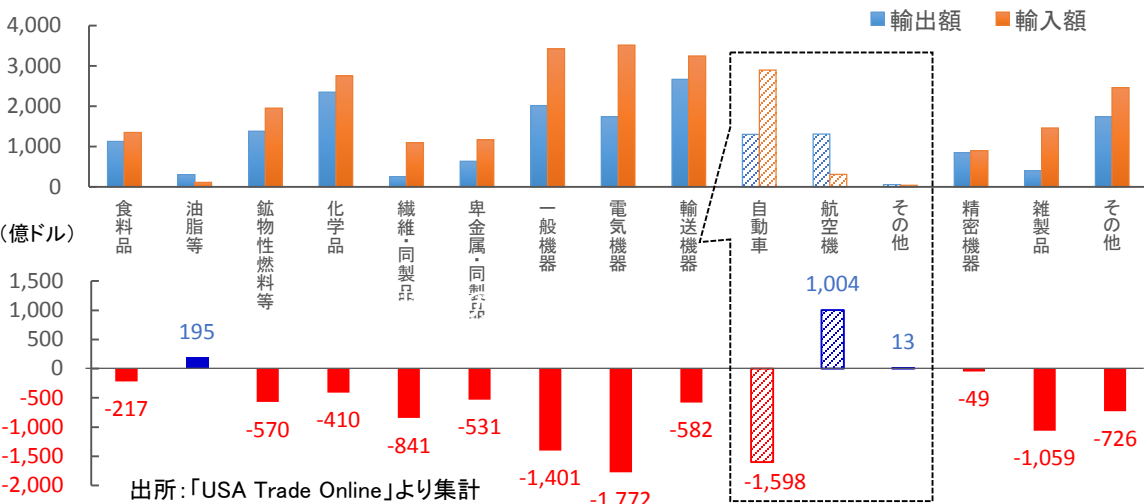
米国における主要地域(国)別の輸出入貿易額、貿易収支(2017年)



主要地域(国)の対米貿易黒字額の推移



米国の品種別輸出入額、貿易収支(2017年)



5. 求められるインバウンドの更なる取込み

(1) 「明日の日本を支える観光ビジョン」 (平成28年3月30日) - 新たな目標値

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- | | | |
|------------------------------------|---------|------------|
| | (2012年) | (2015年) |
| ・ 訪日外国人旅行者数は、 2倍増の約2000万人 に | 836万人 | ⇒ 1974万人 |
| ・ 訪日外国人旅行消費額は、 3倍増の約3.5兆円 に | 1兆846億円 | ⇒ 3兆4771億円 |

新たな目標への挑戦!

訪日外国人旅行者数	2020年: 4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年: 6,000万人 (2015年の約3倍)
訪日外国人旅行消費額	2020年: 8兆円 (2015年の2倍超)	2030年: 15兆円 (2015年の4倍超)
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年: 7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年: 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
外国人リピーター数	2020年: 2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年: 3,600万人 (2015年の約3倍)
日本人国内旅行消費額	2020年: 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年: 22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)

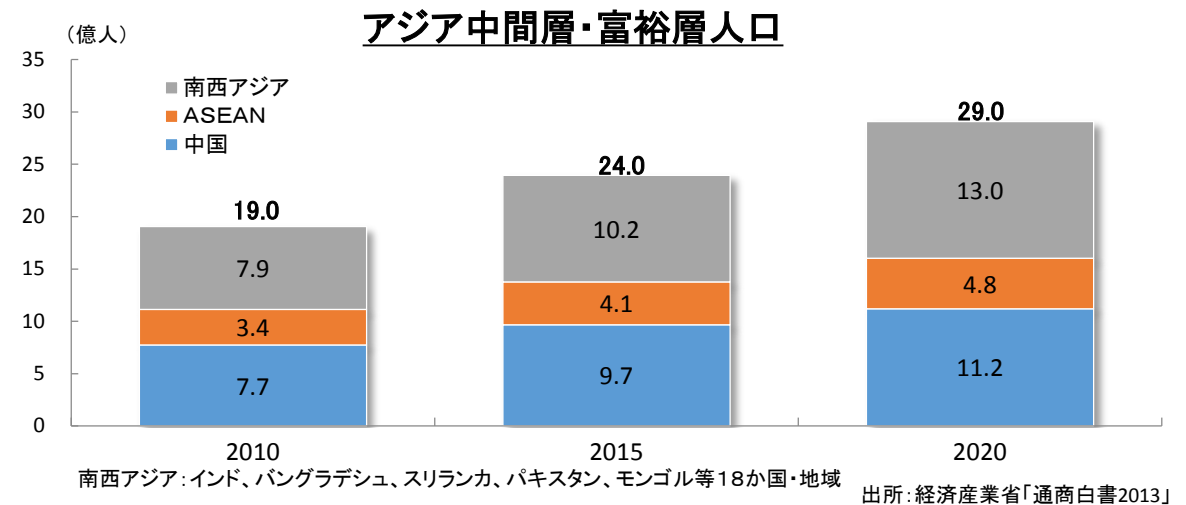
5. 求められるインバウンドの更なる取込み

(4) アジアの中間層市場の拡大

アジアの中間層・富裕層※は
2010年から2020年の10年間で

- 約10億人増加し、アジア市場規模は拡大する見込み。
- うち南西アジアが増加の過半を占め、増加率は約65%。

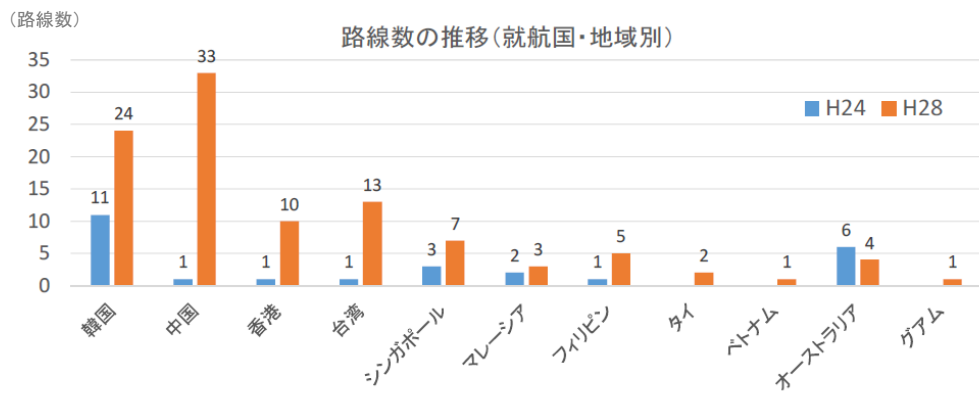
※中間層：世帯年間可処分所得5,000ドル以上35,000ドル未満
富裕層：同 35,000ドル以上



(5) LCCによる日本へのアクセス改善

- 国際線LCC※の路線数は、本邦LCCの就航開始時（平成24年）に比べ、平成28年では約3.5倍に増加。
- また、就航国・地域及び航空会社数も増加
- 国際線LCC旅客数も年々増加しており、国際線の18.9%をシェア。

※LCC:Low Cost Carrier(低コスト航空会社)

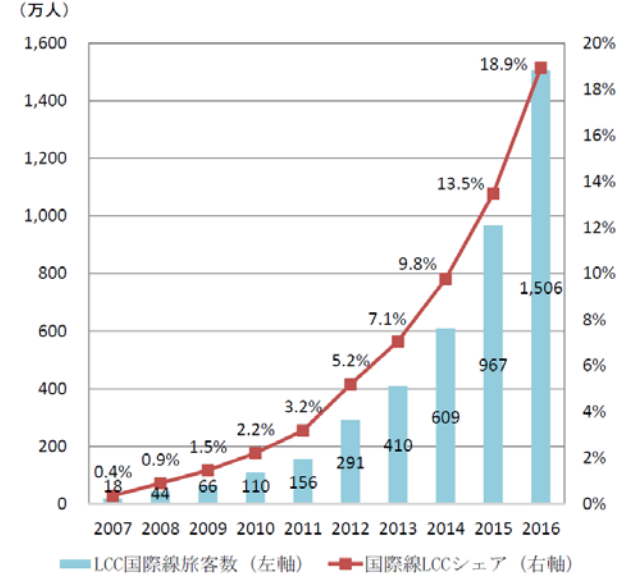


総計	【H24】※11月下旬時点	【H28】※11月上旬時点
就航国・地域	8カ国	11カ国
就航航空会社	13社(外航11,本邦2)	19社(外航15,本邦4)
路線数	29路線	102路線

資料：国土交通省「平成28年度政策レビュー結果(評価書)」

(注)「大邱-関西-グアム」路線で1カウントのため、韓国は23としてカウント。

国際線LCC旅客数推移



6. 管内中小企業への支援

(1) 管内中小企業の輸出入取引拡大等に向けての課題(企業ヒアリング等から)

1. 海外市場販路開拓に当たっての具体的支援

- 現地の信頼できるパートナーの確保or商社による販路開拓支援
- 語学のできる人材の確保(海外からの留学生の採用も)
- 代金の回収リスク回避
- 海外消費者へのマーケティング(SNSを通じたダイレクトマーケティングを含む)
- 越境ECによる販売ルートの提供

2. 輸送コストの引下げ

- 安価な海上輸送の技術開発
- 少量の貨物をコンテナ1本に取りまとめるコーディネータ
- 輸送時の品質管理手法の確立

3. 輸出入手続への支援

- EPA活用のための特定原産地証明書作成・取得(中間介在企業の協力も必要)
- 日EU・EPA、TPP11等についての最新情報の提供
- ワンストップサービスの提供
- 相手方の信用リスクや為替への対応

4. 政府による統一的・戦略的な支援

- HACCPの取得、ハラール認証の取得(いずれも費用が非常にかかる)
- 海外の様々な規制の解除(原発事故の影響を理由とするものや食品添加物規制を含む)
- 産地バラバラではない対応(様々な商品とのコラボ出展、日本企業の同時大量出展による相乗効果、牛肉・清酒など産地の輸出促進協議会では乱立で規模小)
- 日本の食文化そのものの普及による海外中間層の取込み

5. 国内での生産量拡大

- 農業の生産性向上(民間事業者が参入しやすい環境、良質な商品を安価で供給する努力(中国・韓国・台湾のメーカーが競争相手))
- 労働力の確保(派遣の活用、海外工場従業員の活用、技術実習生の確保など)

6. インバウンド取込みのための環境整備

- 観光地までの公共交通機関の整備
- 外国人に対する案内等のサポート体制
- 酒蔵ツーリズム(清酒、ウイスキー、ワインの3種を味わえる)、加工特産食品作り体験等のコト消費魅力の整備
- 海外の方々の好みに合った商品の開発、お土産持ち帰りができる商品の開発

6. 管内中小企業への支援

(2) 横浜税関と横浜国立大学との包括連携協定締結(H30.3.22)

1. 概要

(1) 目的

横浜税関と横浜国立大学が包括的な連携のもと、国際貿易の円滑化・活性化に資する幅広い分野での教育研究、相互の人的・知的資源の交流を図り、地域社会の発展を図る。

(2) 連携事項

- 人材の育成・交流に関すること
- 国際貿易の円滑化・活性化に関すること
- 共同による調査研究に関すること
- その他本協定の目的達成に資する事項



片山一夫 横浜税関長(左)と
長谷部勇一 横浜国立大学長(右)

2. 具体的施策

(1) 横浜税関の対応

- ・関税政策、税関行政についての講座開設
- ・教員や留学生を含めた学生の視察やインターンシップ受入れ
- ・幅広い視野、グローバルな視点をもった学生の採用
- ・共同研究への実務的観点からの貢献

(2) 横浜国立大学の対応

- ・大学院への税関委託研修生受入れ
- ・税関部内研修への講師派遣
- ・関税技術協力での研修生受入れに当たったの支援
- ・共同研究についての人的、知的資源を活用した主導と専門的観点からの貢献
- ・共同研究の成果についての学会公表、公開講座を通じた地域貢献

3. 考えられる共同研究テーマ

- 経済連携協定(2国間EPA及び多国間EPA)を活用した国際貿易の支援策
- 貿易統計の分析方法
- 経済連携協定の締結に伴う貿易動向の推移
- 越境ECの拡大に伴う貿易動向の分析
- ブロックチェーンを活用した税関手続の簡素化

- 共同研究による地域経済活性化への施策の提言などを通じた地域社会への貢献
- 大学・税関双方のグローバル化への対応力の向上

(参考)金の密輸入に対する関税法等の罰則改正

- 金の密輸入に厳格に対応するため、関税法等の罰則を強化。本年4月10日(火)より施行。

(改正内容)

- 関税法:
罰金1,000万円以下
(貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、
価格の5倍まで)
- 消費税法:
罰金1,000万円以下
(脱税額が1,000万円超の場合、脱税額の10
倍まで)
- 地方税法:
罰金1,000万円以下
(脱税額が1,000万円超の場合、脱税額の10
倍まで)

金の密輸入罰則強化(金の価格の5倍)!



金の密輸入は必ずばれる



税関
Japan Customs

情報提供はこちら。
24h 密輸入ダイヤル

0120-461-961

ホームページはこちら
税関



金を輸入する場合は申告が必要です